

令和5年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和5年6月19日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（令和4年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 8 議案第 1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 2号 令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 3号 令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 4号 令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第 6号 令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 7号 令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第 8号 令和5年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第 9号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第10号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 18 議案第11号 せたな国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第12号 工事請負契約の締結について（町道花畑線防雪柵新設工事）
- 20 議案第13号 建設工事委託に関する協定締結について（大成浄化センター改築更新工事委託業務）
- 21 議案第14号 物品購入契約の締結について（水道メーター器（簡易水道））
- 22 議案第15号 物品購入契約の締結について（パソコン購入事業）
- 23 議案第16号 新たに生じた土地の確認について
- 24 議案第17号 せたな町の町の区域の変更について
- 25 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 26 決議第 1号 せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議
- 27 意見書案第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 28 意見書案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

- 29 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約への参加（署名・批准）を行うことを求める意見書
- 30 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 31 発議第 1号 議員の派遣について
- 32 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	石原広務君	2番	梶田道廣君
3番	藤谷容子君	4番	福嶋豊君
5番	横山一康君	6番	本多浩君
7番	菅原義幸君	8番	熊野主税君
9番	吉田実君	10番	大湯圓郷君
11番	平澤等君	12番	真柄克紀君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	濱登幸恵君
町民児童課長	高橋純君
認定こども園長	伊藤悦子君
保健福祉課長	増田和彦君
農林水産課長	吉田有哉君

建設水道課長	平	田	大	輔	君
会計管理者	杉	村		彰	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	中	山	康	春	君
まちづくり推進課長補佐	奥	村	大	樹	君
財政課長補佐	小	林	和	仁	君
税務課長補佐	長	内	解	人	君
町民児童課長補佐	黒	澤	美知	子	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
保健福祉課長補佐	水	野	万寿	夫	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君
農林水産課長補佐	藤	井	卓	也	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	手	塚	清	人	君
総務課主幹	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課主幹	斉	藤	哲	章	君
財政課主幹	稲	船	洋	志	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
農林水産課主幹	油	谷	好	彦	君
防災係長	岡	島	讓	二	君
情報管理係長	又	村		智	君
広報統計係長	西	田	幸	恵	君
社会福祉係長	河	野	葉	子	君
農政係長	栗	城	惇	史	君

《瀬棚支所》

支所長	河	原	泰	平	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西	田	良	子	君

《大成支所》

支所長	中	川		讓	君
-----	---	---	--	---	---

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古	畑	英	規	君
次長	山	本		亨	君
主幹	尾	野	真	也	君
主幹	藤	谷		希	君

給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 優 君

係 長 佐 々 木 正 人 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 中 山 康 春 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

本日は暑くなることが予想されますので、議場の皆さんにおかれましては上着の脱着は皆様の判断でしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは会議に入ります。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してまゝるので令和5年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、横山一康議員、6番、本多浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3点ほど行政報告をさせていただきます。

まず1つ目は令和4年度各会計決算状況について報告いたします。

一般会計のほか特別会計9会計と公営企業である病院事業会計の合わせて11会計であります。

はじめに一般会計では、執行率は歳入が99.1%、歳出は95.89%となる見込みであります。歳入歳出差引では3億1,393万398円となり、翌年度に繰り越すべき財源として財務会計システム更新事業ほか9事業に係る3,561万6,000円を令和5年度に繰り越します。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので、1億4,831万4,398円を基金に積み立て、残り1億3,000万円を令和5年度に繰り越すこととしたものであります。

各特別会計の実質収支額については記載の金額となっており、すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計7,902万2,179円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果911万2,736円の不足となり、この額については損益勘定留保資金で補てんすることとなりました。

説明は以上であります。各会計の決算状況については次のページにありますのでご参照願います。

続きまして工事発注状況、それから町長、副町長の動向についてでございますが、2ページ、3ページに記載したとおりでございます。後ほどご一読いただければと思っております。

行政報告は以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。1点目で次のページに資料があるということですが、どこに資料がついているんですか。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。私の手持ち資料ということでございますので失礼いたしました。決算状況については、そういった状況でご理解いただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（真柄克紀君） そしたらその次の資料は説明上は必要ない資料だということですね。どうなんですか。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。それでは各会計の決算状況について改めて報告させていただきます。一般会計につきましては先ほどご説明をしたとおりでございます。国保事業特別会計でございますが、決算額のみお話をさせていただきますが11億7,213万5,762円、歳入総額でございます。歳出は11億5,418万3,300円ということで歳入歳出差引きは1,795万2,462円でございます。プラスでございます。

続きまして後期高齢者特別会計の関係でございますが1億5,932万5,414円、歳出は1億5,896万9,214円、収支残につきましては35万6,200円、介護保険事業特別会計につきましては10億5,474万4,024円。

○7番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 朗読しなくても皆さんに資料配付になっているわけですから、お目通し願いたいという扱いでいいんじゃないですか。議長の計らいを求めたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 私は皆様がそういうあれであれば、資料は出てますので。ただじっくりと目を通してくださいということはきちっとあれしてください町長。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするよう重ねてお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） よろしくお願ひします。

小中学校の女子トイレへの生理用品の設置を求めて質問いたします。生理の貧困という言葉が使われるようになりました。内閣府のホームページでは、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいると書かれています。公益財団法人プラン、インターナショナルジャパンによる21年4月のアンケート調査では36%の人が生理用品の購入をためらったことがある。または購入できなかったと回答しています。この理由は経済的困難のほか、恥ずかしいから親に購入を頼めないなどで、購入できない場合は交換の回数を減らしたり、トイレットペーパーで代用したとのことです。今、生理用品の無償提供が世界でも日本でも広がり、この4月から北海道の道立高校で女子トイレに生理用品が配置されました。檜山北高校に変化を聞くと、それまで保健室に借りに来る生徒が1年間に10人もいなかったのが、今は1日2個平均で補充しているとのことでした。中学生の娘を持つ親御さんを通じて中学生の声を聞くと、トイレに生理用品があると突然なった時にめっちゃいいとのことでした。生理のある女性にとって生理用品はトイレットペーパーと同等の生活必需品です。生理の周期が不安定で声を上げにくい児童、生徒が安心して通学できるよう小中学校でも女子トイレに生理用品を設置するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小板橋司君） この件につきましては、道立高校においてモデル事業を令和5年1月から2月の期間で実施し、モデル校の女子トイレに生理用品の配置を行いました。それによりまして、トイレにあった方がよいというのが95%、それを利用したというのが30%で、その中でも急遽必要になったというケースが70%と伺っております。現在、町内の各小中学校では保健室に生理用品を配置して対応をしているのが現状であります。しかし議員がおっしゃるとおり児童、生徒が安心して学校で過ごすことができる環境整備の一環として、このあと当町において各小中学校の女子トイレに生理用品の配置をすることで学校と協議して進めていきたいと思いま

す。

○議長（真柄克紀君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） ありがとうございます。この4月から北檜山中学校では、スカートをはきたくない女子生徒のズボンでの登校が認められているというのも大変いいことだと考えます。これからも女だから男だからという枠にはめずに、一人一人を大切にされた教育を進めていってほしいと思います。同時に科学的な精査というのもあります。生理用品はどんな経済状況であっても女性の基本的人権として保障されるべきです。同じく女性の基本的人権としてWHOでは、性と生殖に関する健康と権利とあって、子供を産む、生まない、いつ何人産むのかを決めるのは女性の基本的人権であり、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることが大切だとされています。個人差がありますが、生理の時に生理痛で苦しむ女子生徒がいたり、生理前に心身の調子を悪くする人もいます。男子生徒も含め理解を深め、困ったら話しやすい環境を作ることが必要です。初潮や生理について恥ずかしいさやタブー、差別や偏見をなくし、普通に話し安心できる学校にしていってほしいと思います。女子トイレへの生理用品の設置もその一つのきっかけとして男子生徒にもオープンに話していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（小坂橋司君） 先週タイミングよく檜山管内養護教員研究会北部グループ研修会、よはせたな町と今金町の小中学校の養護教員が集まって、うちの役場会議室で研修会を開催されました。まさに担当者集まったんですけども、その際にこの話題もちょっと振ってみまして、会議の研修会でもし時間ありましたら後半でもその話をしてもらえますかという話をしましたら、終わってからその話がありまして、養護教諭の先生方の中では、やっぱりいろいろと学校トイレに配置することのメリット、デメリットがあるという話でした。そんなのも含めまして、そして今藤谷議員がおっしゃられたいろいろなことも学校のほうではその使い方、そして男子生徒、もちろんあと保護者等々にもいろいろと、その使い方なり、置ける目的等々を周知していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（真柄克紀君） それでは、これでよろしければ2問目の質問に入ってください。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 2問目は加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成を求めての質問です。

高齢化が進む中で加齢による難聴者が増え続けています。加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど日常生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、加齢性難聴によるコミュニケーションの減少で脳の機能低下に繋がり、うつや認知症の原因になると考えられています。難聴者にとって適切な補聴器の使用は聞こえの向上、改善に止まらず認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるための必需品となっています。しかし日本では欧米諸国に比べて補聴器の普及率が低く、その原因として補聴器の平均価格が15万円と高額であり、保険適用がなく全額自己負担では年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大きすぎると考えられます。実際に高額なので購入を迷っているという方やネットで集音器を購入して使用せずにし

まっているという方の声を聞いています。昨年この補聴器購入助成について横山議員が一般質問でとりあげ、町長は実態調査を進めた上で補助制度の必要性等について検討していきたいと答弁されていましたが、その後の調査と検討の内容をお知らせください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

加齢性難聴につきましては、議員ご指摘のとおり実態調査を進めてきたところでございます。

調査の方法といたしまして、昨年7月より77歳以上の独居高齢者および高齢者のみの世帯を対象に包括支援センターの高齢者等支援員や生活支援コーディネーターによる自宅訪問の際に、聞こえについて聞き取るなど実際に会話をさせていただきながら調査を進めてきております。現在までに474人の方から聞き取りをさせていただき、そのうち約3割の144人の方が聞こえが悪くなり問題があると認識されております。さらにそのうち約4割の57名の方が既に補聴器をお持ちになっているとお答えをいただいております。しかし聞こえや補聴器についてお伺いした中でのご意見といたしまして、補聴器を持っているが使っていない、補聴器がなくても生活に困らないといった補聴器は不要だという意見が多くありました。一方補聴器が高額で買えない、購入したが自分に合わない、使っている人があまり良くないと言っていたので買っていない、費用や使い勝手に不安を抱く意見も少数ながらございました。このような調査の経過を踏まえ、まずは耳鼻科専門医の受診を勧奨しながら支援の必要性などについて検討してまいりたいと考えているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再質問します。補聴器は、始めは苦痛でも常に身に着け調整することで3カ月間ぐらいでだんだんよくなるものだということです。調査は必要ですが、調査してから助成を考えるとというのではなく、助成をする前提で、もしくは助成制度を作ってから調査をしていくこともあっていいのではないかと考えます。そのことで助成制度があるから耳鼻科を受診してみようという方も増えていくと思います。また補聴器として使えない、自分に合わないものを購入してしまうということも、助成制度をつかった上でそういうことも解消していくことができると思います。購入後のサポートにも繋がり、購入したけど、使わない、使えないということを防ぐことにもなっていくと思います。補聴器購入費助成は、今、全国の自治体に広がっています。北海道でも今年4月の段階で約20の市町村で実施しています。蘭越町や木古内町でも実施しています。ぜひせたな町でも実施の方向で考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。現在、全道の市町村にありましては179市町村の中で議員おっしゃいました市町村が助成制度を持っているという状況になっているところでございますが、その中身についても状況を調査をさせていただきました。結果、議員もご理解のことと思っておりますが、非常に利用実績が低いという実態になっております。これが何を意味するのかというのは、もう少し詳しく調査をしてみないとわからないというふうに思いますが、いずれに

しましても、この先ほど答弁申し上げましたように、こういった利用実績の中ではなかなか町として事業として立ち上げるというような状況にはないのではないかというふうに思っておりますので、もう少しこの耳鼻科への受診勧奨等を進めてまいりまして、そういった状況もさらに詳しく調査をしてみたいというふうに考えていることで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） それでは以上で藤谷議員の一般質問を終わります。

続いて2番、梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） 先に提出してあります質問についてお尋ねいたします。町民や近隣町村の愛好家が健康増進や趣味の一環として楽しんでいる、きたひやまパークゴルフ場の料金の件ですか、以前より利用者の多くから料金の値下げなどの改正を求められてきました。このことは議会でも以前から利用者の要望を踏まえ幾度も一般質問も行われてきました。しかし町は他の施設や維持管理などを理由に改正には後ろ向きな立場であり長い間解決されていない問題です。利用者の日常的に楽しく使いたい、健康増進に役立てたい、だからできるだけ安い料金でと願う気持ちと、町民の健康増進を願う町の考え方に隔たりがあるとしか思えません。今後町として高齢化が進む町民の健康増進をサポートするには、他町と同様町民利用料金と町外利用料金に分けることも大切だと考えますので次の点についてお伺いします。

- 1、町内の70歳未満の利用者の利用料金を改正すべきではないでしょうか。
- 2、町内の70歳未満のシーズン券利用者の料金を改正すべきではないでしょうか。

以上よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは梶田議員のご質問にお答えいたします。

令和4年度の利用状況につきましては利用者が7,027人、うち高校生以上70歳未満の利用者が4,726人、67.3%、町外の利用者は848人、12.1%です。またシーズン券の利用者は53人で、うち高校生以上70歳未満の方は8人となっており、年間の使用料におきましては119万3,610円でありました。年々利用者も収入も減ってきている状況にありますが、年間の維持管理費につきましては、その年によって違いはありますが800万円から900万円と推移しており、人件費や物価、燃油高により今後さらに増大するものと考えております。ご質問の町民利用者と町外利用者の利用料金につきましては、道南の自治体が管理しますパークゴルフ場の状況では、半数のパークゴルフ場で町民と町外利用者の料金を区分しており、区分していない半数のパークゴルフ場のうち6施設では町内高齢者の割引を実施しております。高齢者の割引を実施していない施設が2施設、北檜山グリーンパークは町内外関係なく70歳以上を対象に割引を実施しております。

以上のことから、今後の利用料金の区分とともに施設管理、運営の在り方も含めてパークゴルフ協会と来年度に向けて協議検討を進めたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（榊田道廣君） 再質問をさせていただきます。ただいま町長は令和4年の利用者数をお話しいただきましたけども70歳未満のシーズン券8人、また利用者として4,726人という話をされました。また他町との料金の違いについてもありましたけれども、私が調べたところでは、ほとんどのパークゴルフ場は町民また町外、それぞれの利用料金の区別はしているようですし、またそれでなくても、そのシーズン券の利用料というのは、せたな町でいうほとんどの市町村が約1万円というようになっております。その中で平成19年の一般質問の中で、70歳以上の方に利用料で優遇されているけれども一般利用者にもシーズン券の発行を要望する声があるということで、平成20年から当町でも一般のシーズン券が導入されたというふうに思うんですけども、これを見ますと先ほど言いましたけど、よその町では大体1万1,000円、2,000円の料金で行われている中で、せたな町におきましては70歳以上が9,000円、それ以外の方は倍額の1万8,000円、どうして平成20年に決めたときに、この差が出たのか、これがよくわからないので教えていただきたいと思うのと、1日券につきましても1日券の利用料が70歳以上で210円にもかかわらず、それ以下だと630円と約3倍の利用料金がかかるということでございます。町民である以上、やはり少しでも安価な料金で利用したいというのが率直な思いだろうと思えますし、これだけ物価高の中で利用するということになる、先ほど町長のあれにもありましたけれども、70歳未満の方のシーズン券がたったの8人しかいないということもやむなしかと思えます。そういう意味で町として健康増進そういうことを目的としてサービスを提供するのであれば、この70歳以下の利用料金をできるだけ70歳以上の方に近づける、そういうことも考えていいのではないかとというふうに思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 今のは70歳以上の方々に70歳以下の方もなるべく近づけるような政策をとったらいじゃないですかという質問ですね。そういうことですね。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。せたな町のグリーンパークにつきましては、他のパークゴルフ場と比べまして非常にこの面積が広いという特徴がございます。それゆえにまた利用される皆さん方には楽しんでいただいている部分もあるというふうに思います。利用者の立場からすると安い利用料金でということは私たちも十分理解はいたしますが、広いがゆえに非常に整備のコストが多額になってきていると。さらに最近の利用者数の減少を見ましても、この収支につきましては年々増えてきているという状況でございます。町としましては、できるだけ使いやすいそういった料金設定でということは、もちろんこれからも考えていかなければならないというふうには思っておりますが、それにつきましても、今後やはり利用者の皆さん、パークゴルフ協会の皆さんのこれからのご協力がなければなかなかそういった議員の期待に応えるということにはならないというふうに思っておりますので、この部分については先ほどお答え申し上げましたように、パークゴルフ協会の皆さんと十分相談をしてこれからの運営、あるいは料金の設定について十分検討させていただきたいというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 以上で梶田議員の一般質問を終わります。

続いて5番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは介護分野における外国人人材受入れに関する町の取組について質問させていただきます。厚生労働省は一昨年、介護職員の必要人数を公表しました。それによると2023年度には全国で約233万人が必要とされる。2025年度には243万人となっており2019年度比でそれぞれプラス22万人、プラス32万人となっており、介護分野での人材確保対策は緊急かつ最重要課題となっております。せたな町でも2016年に介護人材確保・育成支援事業を開始し、介護職員初任者研修等の受講料助成などを行っています。更に2020年には介護従事者等確保・定住対策事業を実施し、定住、家賃、引越費用等の支援を通し介護従事者の確保と、そして定住化を図っています。しかしながら介護人材の確保はそれらの施策だけでは十分ではなく、昨年からは町内の2事業所で十数名の外国人人材を受け入れている実態があると聞いております。外国人人材の受入に関しては、その人材の紹介料、渡航費用、登録支援機関への業務委託料等初期費用として必要となってきます。加えて住宅の確保、そして整備、また2年目以降の受入継続の費用、専任職員の配置など事業所の規模にもよりますが、受け入れの初期段階で数百万円の費用がかかると聞いております。この出費は小規模な事業所にとっては大変大きなものとなります。人口減少、高齢化が急速に進む中、介護人材を確保するためには外国人人材を受入れる環境整備を早急に行っていかなければならないと考えますが、以下2点についてお伺いします。

①これまで実施してきた介護人材確保・育成支援事業、介護従事者等確保・定住対策事業の実績とその評価をお伺いいたします。

②外国人人材の受入に関しての初期費用や受入継続費用の支援策が必要だと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現在町が実施している人材確保等に関する助成事業の実績と評価につきましては、平成28年度から初任者研修と実務者研修の受講料の助成を実施している介護人材確保・育成支援事業では、令和4年度までの実績で初任者研修が49人、実務者研修が21人となっております。この事業についてはテキスト代を除く受講料全額を助成しているもので、初任者研修では主に介護施設に従事している無資格者の受講が多いのでありますが、次年度以降に実務者研修を受講しているなどスキルアップに繋がっている重要な助成制度だと認識しております。

次に令和3年度から定住支援等に対する助成を実施している介護従事者等確保・定住対策事業の令和4年度までの実績は定住助成で1名となっております。この助成制度については、実施して間もない事業なので実績として1名となっておりますが、令和4年度からは外国人の特定技能実習生も助成対象とし、令和5年度からは看護師、准看護師、管理栄養士を助成対象にするなど制度設計を見直しているところであります。

2点目の外国人人材の受入費用に対する支援策につきましては、国が令和2年度から4年度ま

で実施した地域外国人材受入れ・定着モデル事業で北海道がモデル地域として選定され実施されたばかりの試験事業となっており、今後の外国人材受入れに関する制度内容を注視した上で、せたな町としても検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） ただいま町長から町の行っている既存の事業についての実績と評価をお伺いいたしました。私このことにおいては平成28年からすぐに人材育成の事業を始めてるということで、非常に町として一生懸命やっているということ一定程度評価しております。さらに今、答弁の中に昨年から特定技能の外国人の方へまで介護従事者等確保・定住対策事業、枠を広げたとおっしゃってございましたので、そのことについてもこれは非常に素晴らしいことだと思います。私の調査したところによると、これ定住対策支援として1年目に5万円、2年目に10万円、3年目に15万円というような設計になっておると聞いておりますので、そういうことになりますと非常に入ってくる人たちとしても、この町はいい町だなと思っていただけるのではないかとこのように思ひます。今後、家賃についても助成の対象になってくるというお話でしたので、これはこのまま枠を広げて柔軟に対応していただきたいというように思ひます。ただこれは全て働いているご本人に支払われるという助成になりますよね。それはそれで私は今後も柔軟に対応していただきたいと思ひますが、もう一方、これ事業者の方へしっかり私は支援をしていかなければいけないこのように考えています。最初の質問の中でお話させていただきましたが、これ特定技能の外国人を受け入れるにあたっては、初期に多額の費用がかかります。私、事業者のところに行っているいろいろお伺いしてきました。初期費用として、まずその人材を紹介していただくのに、一つの例として紹介手数料だけで1人あたり30万円、それに外国から送り出す手数料に2万円、当然、支援計画というものを特定技能の外国人には支援計画を立てなければいけないので、その登録支援機関にお支払いする年会費が3万7,500円、さらに渡航費、これ国によっても違うんですが、1人あたり20万ぐらいはかかる。またさらに圧迫するのが登録支援機関への業務委託料です。いろいろ日本語の学習をさせてあげたりしなければいけないので、そういう手数料が1カ月2万円ぐらいかかる年間24万ということなんです。それ今ざっと合わせて足してみますと110万ちょっとかかるというようなことです。さらにこの特定技能の外国人を受け入れるにあたっては住居の整備というのが必須条件です。町の住宅を借り上げたり、自分で住宅を建てたりしてるといふような事例もありますが、小規模な事業者はなかなか建てるということは難しいと思ひます。リフォームするだけで数百万円、中の家電製品、暖房、洗濯機から何から揃えるだけでも200万円近くかかってしまうと。これは1回きりですけど、合わせますと200万から300万近いお金が初期にかかってしまうということをお聞きしました。せたな町は先ほど申したように、働いてくれる人たちへの支援というのは早いうちからしっかりやっていたので、そこは私は評価しますが、やはり人材の確保はできても本家本元の事業者の体力が落ちてしまったということであれば本末転倒になってしまうとこのように思ひます。さらにいろいろこの質問を作り上げるときに調べてみましたら、介護事業所の廃業、倒産の件数、昨年143件、これは全国であったそうです。これは民間信用調査会社が調べた結果です。20

11年頃より毎年100件ぐらい倒産、廃業されていたということですが、ここに来てやはりコロナが収束していろいろ需要が高まった時点、そして人材確保が困難になっているというようなダブルパンチ、あと物価の高騰ということもあります。そういうこともあって143件の事業者の方が廃業されているという実態があるそうです。そうすると、やはり私は町内の特に小規模の事業者へもしっかりと支援をしていかないと、今後大変なことになる。介護を維持できなくなる、このようなことが予想されるわけです。ですから町の介護事業を持続的にするためには、一つは働いていただく方への直接的な支援、もう一つは、しっかりと事業者も側面で支えていく。このような2本立ての支援が必ず必要になってくると思います。その上で外国人を受入れていくということは今非常に大切な視点でありますので、もう一度外国人材の受入れにあたって事業者への支援をしていただけないか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まずこの少子高齢化による労働人口の減少に伴いまして、これは介護ばかりでなくて他産業、農業、漁業、あるいは建設業、全ての産業で人材不足と。これは町もそうでありまして、国、道についても同じような傾向であるというふうに言われているところでございます。これを何とか人材を確保して持続可能な事業の経営をしていくと。現在においては、この経営手腕の大きな要素の一つに人材確保能力というのがあると言われております。こうした状況を受けまして、町では様々な人材確保事業を先ほど申し上げましたように、制度の見直しをしながら充実をしてきているところでございまして、これは他町に比べまして相当進んでいるということになっております。続いて経営のほうであります。これは議員言われましたようにこの事業を継続できない、経営が厳しくなってくるという状況では、これは大きな問題というふうに思っておりますが、これにつきましてはモデル事業が今やられて、その結果もまだ出ておりませんが、これはやはり国の制度の問題と、最終的にはそういうことになるんだろうというふうに思っております。そういった内容を注視をしながら町はしっかりと対応していきたいというふうに思っております。当座でこの初期投資として少しお金がかかるという説明もございましたので、今町で実施している利子補給事業を、これも相当額用意しておりますので、こういった部分でも利用可能ということでありまして、いろいろと町の事業を使って利用させていただいて、そういった状況をぜひ乗り越えていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） なかなか私の思いが伝えきれないということで、ちょっと残念な気持ちもあります。私たちは資本主義の社会で生きていますので、町長おっしゃるとおりに経営手腕、まずは事業主が責任を持ってしっかりと対応していく、これは基本なんです。そこは重々わかっているんです。ただこれだけ少子高齢化が進んで対策を打っても、日本人の人材を確保することは、今非常に困難な局面にもう来てしまっているんです。2025年というのは、2025年問題といって団塊の世代の方が75歳以上を迎える、そこまであともう2年を切っているんです。そこから今度2040年まで、この15年間で非常に厳しい舵取りを迫られる。誰も経験したこ

とない新しい時代、厳しい新しい時代を私たちは今過ごしていかなければいけないところに入ろうとしている、その入り口に立とうとしている。そのときに国のモデル事業の結果を待つ、それはもちろん注視しなきゃいけないんですが、ただそれくらいのスピード感ではなかなか介護を利用したい、その人たちのサービスを満足させることは非常に私は厳しくなる、そのような思いで今こうやって質問をさせていただいております。そして再質問の際に、事業者が倒産しているのが過去最高になったというデータも少しお話しさせていただきました。今後そのデータを分析した方によると小規模は淘汰されていく。あとはそれを吸収していく大規模な人だけが残っていく、このような姿が今後想像されるんじゃないか、二極化していくんじゃないかというふうなことも分析されていました。私たちの町には、それほど大きな事業者もいないですし、非常に町の介護福祉政策を考えると、今、私は外国人を受け入れる体制をしっかりと取っていくということが何よりも大事なことだというふうに思いますので、これからまだ予算編成まで時間がありますから事務方としっかりと話し合っていたいただきたいというふうに思います。そしてもう一つ覚えておいていただきたいと思うことが、今、介護に従事してる現場の方の高齢化も進んでいる。このような現状なんです。老老介護まではいかないですが、これも私は町のデータを取ったわけじゃないんですが、国のデータを見ると、もう60歳以上の介護従事者が27%以上いるそうです。これちょっと古いデータなので最新のデータはまた変わってるかと思うんですけど、そのような状況ですので、ぜひとも若い人材、日本人がいなければ、外国人をしっかりと受入れていくというような体制をいち早くとっていくということが、私は必要だと思います。ただ私はこれ調べた中で、そのような主張をしているんですが、しっかりとここは1度、介護事業者皆さんに生の声を聞く、このような機会を作ってはどうかと、私は最後に提案させていただきたいと思います。餅は餅屋に聞けということわざもあるように、介護事業者に直接お話を聞く機会このようなものを町が設ける、このようなことが必要だと思います。国は2015年から介護人材確保地域戦略会議、このようなものを厚生労働省が作っており都道府県の担当者呼び、地域によって違う様々な事例を出し合い、新しい介護人材確保の方策を練っているということもお聞きしております。そのような、せたな版の介護人材確保戦略会議、このようなものを事業者を町が主体でしっかり会議体を作って、本当に必要とされている人材確保のために必要とされていること、介護福祉の現場で困っていること、そういうものを話し合う会議体をしっかり持って、その中で新しい施策を生み出していく、このような姿勢が必要だと強く思います。このような会議体の設置を町が考えていく、このようなことについて町長はどうお考えになるかお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 事業者への支援とそれから町の人方の声を聞く、この2点について明確にお答えください。

○町長（高橋貞光君） 町といたしましても現状把握や意見交換の場、これは必要だというふうに考えておりますので、以前開催しておりましたせたな町介護サービス事業所連絡会議、これを改めて開催をさせていただきながら、情報交換あるいは意見交換の場を設けたいというふうに思っております。介護人材ばかりでなくて全産業の人材不足ということになっておりますので、い

ろいろな産業において外国人の雇用が進んでくると、これからそういったことが見込まれます。外国人雇用をしての経営というものはどうすべきなのかということも全体を含めましてじっくり検討させていただいて、しかるべき対応をするということにさせていただければというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 以上で横山一康議員の一般質問を終わります。

ただいまより11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

7番、菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 質問件数が多いんですが端的にお尋ねします。明快な答弁を求めます。

まず町長についてであります。漁業振興策についてお尋ねいたします。①昨年度の北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金は273万6,000円でした。本年度は内田道議から430万円との情報を受けておりますが、予算額と確定時期の見通しについてお尋ねいたします。

②ウニ増殖事業の推進と海中造林に関する町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の最初のご質問にお答えします。

本年度の北海道海岸漂着物等地域対策推進事業については、昨年、事業規模430万円を見込んで道へ事業要望をいたしました。本年度の事業については道が実施主体となり実施する方向となりましたので、事業にかかる経費は道が調整中であります。海岸の撤去区域については、漁業者から昨年要望のあった鮭定置網に影響を及ぼす区域として、瀬棚区海岸、太櫓地区海岸を重点的に実施し、また漁業者が昨年苦勞して集めていただいた流木も同時に撤去することとしております。実施期間については、鮭定置網漁が開始される前の8月中に事業完了するよう道と調整しております。いずれにいたしましても、今後とも流木の漂着状況を見ながら昨年同様漁業者の協力をいただきながら安心して操業できるよう、その対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。令和4年度から町単独事業として実施しておりますウニ資源増殖事業については、漁業者からの要望が強かったエゾバフンウニ種苗放流事業を新たに追加しウニ資源の増大を図っているところであります。海中林事業については、過去には全国的な試験事業として取り組まれておりましたが、時化による資材の破損や潜水に伴う労力の増加など、現在では全国の一部地域での取り組みと伺っております。当町においては、ウニ資源の増大を図るためには藻場造成が重要と考えておりますので、水産多面的機能発揮対策事業や水産基盤整備事業を活用するなど、漁業者と相談しながら引き続き事業の推進を図ってまいります。ご理解い

ただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） ①であります。再質問を行います。予算額は430万円で要望しているということです。この事業は8割補助でありますから2割は地元負担が当然伴ってくるということですから、そのことを期待いたしたいと思います。それで一言町長に申し上げておきたいのは、内田道議といろいろ意見交換をいたしました。全て道の責任で行うというのではなくて、道は道で法や規則の中で事業はやるけれども、漁業者の要望に対する細部の対応については、それぞれの自治体が相当きめ細かくやっていますよという見解を持っているんです。昨年、私と町長の間で決定的に意見が食い違っておりましたのは、道の予算がなければやらないと言わんばかりの態度を取ってましたよね。私は道予算確保できなくても町の独自対策としてやるべきだという提案をいたしました。これについては今日に至るまで同意の回答をいただいております。この点につきましても内田道議とも随分意見交換をしましたが、それは江差を見ても、他の町を見ても町独自でやることについては全く差し支えないし、道の予算についても全ての海岸網羅するという事業ではないと。公共性のある特定の性格を持った地域の対策事業なんだということをおっしゃってました。これもきちんと整理をしていただきたいと思います。幸い昨年は内田道議の大変なご協力で船橋国会議員のご協力いただきまして、残予算の確保ということから273万6,000円の補助を得てギリギリ間に合わせたということでもあります。一言言っておきますが、あれやっというてよかったんです。全部で7カ統ありますけれども、あれだけ撤去作業やったにもかかわらず、4カ統で被害出てるんです。被害の大小はあります。やってなかったら大変なことになってたろうというのが漁業者の共通の意見でした。せたなのサケ漁は、瀬棚支所も大成出張所も一昨年比増であります。ところが檜山管内は他の種を押並べて全部減なんです。檜山のサケ漁の圧倒的な部分は瀬棚支所と大成出張所で占めているという状況なんです。私はこのことを町長はきちんと目配り、気配り、支援というものをやっていたらいいと思います。漁業者は昨年、町に要請するだけではなくて、町長ご承知のように11月14日から17日までの3日間、定置部会の組合員が中心になって他の組合員にも呼びかけて、流木撤去作業を自主的に行いました。撤去作業の量は私は当初150トンと聞いておりました。それは北海道新聞の報道記事もそうでしたが、しかし最近、最も信頼できる数字を聞きますと200トンはくだらなかったというんです。こういうことを漁業者自身が積極的にやっているわけですから、そこは町長も正確に見て評価し積極的な町自体の対応策を今後も含めて取るということ、ぜひ希望しておきたいと思うんです。その点は道の予算の確保が叶う、叶わないにかかわらず我が町の流木状況の判断の上に立って、それを除去するに必要かつ十分なだけの独自予算も含めた措置をぜひ行っていただきたい。重ねてお尋ねしておく次第であります。

次に海中造林の問題であります。ウニの増殖につきましては漁業者大変感謝しております。これは平成5年から7年までの3年間、概要事業の3分の1を補助するということでもありますから、これは漁業者の喜び、感謝の声を今日この場で町長にもお伝えしておきたいと思います。前にも申し上げましたが、一つ配慮していただきたいのはエゾバフンウニです。ガゼ種苗購入につきま

しては40万粒を計画し予算要求をしておりましたが、実際には20万粒しか確保できなかったんです。これは知内漁協です。したがってこの部分だけの事業量でいいますと予算を余すということもありうると思いますが、そのときにくれぐれもとっていただきたくない態度として、せっかくつけてやったのに何で満額使わないんだと、おかしいじゃないかという態度は取らないでいただきたいということなんです。くどくは申し上げませんが、そのことを一つ申し上げておきたいと思います。それでそれとの関連で海中造林事業にもお尋ねしているわけではありますが、町長は以前ウニを増殖させると、磯焼け現象という問題と競合するんだということをおっしゃってました。この磯焼け現象の問題と海中造林の問題というのは密接にリンクしておりますので今回取上げた次第であります。先ほどの答弁ですと何か全国的には余り成果が上がっていないので先細りになってきてるみたいなニュアンスの答弁でありました。町長違うんですよそれは。根本的に判断間違ってますから、再注目されてきてるんです。これは町長の言葉の中にも出ておりましたが、藻場造成にも極めて有力な方法なんです。そこはしっかり把握しておいてください。せたな町でいいますと、旧町時代にこの海中造林に相当取り組んだんです。漁業者も期待したし、私も議会でも期待しておりました。今、確かに理由が明確ではないんですが、行政側も手はつけていないんです。ところが町長、中歌港はやってますからこれは。私は当初、海中造林は水深20メートルなければ無理なのかなと思いましたが、漁業者はそこまでは必要ないって言っているんです。6メートル最大限あれば海中造林は手を付けれると。それで町長が磯焼け現象の問題をおっしゃってましたのはそれは一理あるんです。ウニが増えることによって餌を食べていきますからね。だからウニの増養殖事業の取組と藻場造成というのは、磯焼け対策というのは車の両輪のように進めていくというのが基本なんです。ですから今3年間にこれだけのウニ増養殖移植事業に力を入れるわけでありますから、ぜひ海中造林ということについても思いを致していただきたいということを申し上げておきます。ウニは海中造林をやると先端からどんどん食べていくそうです。それはもう見事な状況だそうです。それともう一つ申し上げておきたいのは、海中造林やりますと当然孢子が放出されますから、それが岩に活着をして藻場の造成に非常に寄与するということもおっしゃってました。私漁業者には今日の議会で取上げたいということを申し上げておきましたら、根付部会員にもよく報告をして歓迎するという対応で進みたいという答弁でありました。ぜひひとつ町長そうした観点から行政自身が手を付けるということで決断を求めたいと思います。ついでですから申し上げておきますが、磯焼け対策について言いますと、前にも申し上げましたが、イカゴロを氷で固めて海底に落とすというやり方を相当前なんですありますが、やったことがあるんです。ただこれは海洋汚濁防止法等々の関係があって海上保安署との調整が必要であります。日本海では乙部で海保とのトラブルが発生し、道段階の問題となりまして、最終的には海保のほうで頭を下げたという経過も過去にはありますけれども、そうした問題に取り組む場合には海上保安署ともよく打合せをして、単なる不法投棄であるのか、それとも磯焼け対策のために政策としてやっている問題なのかということもよく打合せをしながら進めることが必要かと思えます。これは私昨年実際に瀬棚海上保安署長と協議をいたしまして、もし将来そういうことに手を着けるということになった場合には、お互いによく情報交換と、意思疎通を図っ

て、より前向きに弾力的に進むようにしてみたいものだという趣旨の意向をいただいております。そのことも含めて町長の決断を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 海岸の漂着物の撤去、状況につきましては、これは海岸管理は北海道でありますから道が主体となってこの進めるということは本来でございます。まずは町としましても道の予算の確保に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

ウニの関係であります、ウニは議員ご承知のように現在非常に高値安定という状況でございますので、自立可能ということが近づいてきたなあとうれしく思っているところでございます。こうした時期に議員言われるような成育環境の整備、これをしっかりやって漁獲量の拡大を目指すということは当然のことであると考えます。これから少し海中林の認識が私と違うようですが、いずれにしても水産関係機関の意見を聞きながら、また漁協とも相談をしながら効果的な取り組みをしてまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 町の独自予算を組むつもりはないということについては、今後も引き続きその間違っただ判断を正す立場で取り組みたいと思います。再々質問はいたしません。

2問目でございますが、チャレンジ事業の推進について町長にお尋ねをいたします。

①これまで実施されたチャレンジ事業に関する総括的な評価を伺います。

②仮称、新チャレンジ事業の導入の見通しについて具体的にお示しください。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではご質問にお答えします。

1点目のチャレンジ事業の総括的な評価であります、平成29年度から3カ年で実施いたしましたチャレンジ等支援事業につきましては、本事業の趣旨でありますコスト削減や所得向上のための規模拡大など概ね経営基盤の強化が図られたものと評価しております。

2点目の新チャレンジ事業の導入の見通しであります、現在、令和6年度事業化に向け助成対象事業や助成額など各産業において販売額等が向上へと繋がるチャレンジとなるように関係機関とも協議を図って制度設計するよう担当課へ指示しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問をいたします。これまでのチャレンジ事業に関する総括については言葉として先ほど伺いました。データについて詳細を後日で結構でありますから提出を求めたいと思います。

2点目でございますが、よく答弁の中身が把握できなかつたのであります、実施はいつからということになりますか。復活はいつからということになりますか。端的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。令和6年度の事業化に向けて準備をしております。いずれにしましても、事業目的に沿った効果が上がるようしっかり対応してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 随分一般質問重ねてきましたが、ようやく令和6年度復活という答弁をちょうだいしました。遅きに失した感はありますが答弁をちょうだいしておきたいと思います。

次に3番目に移ります。町営住宅入居者の連帯保証人制度について伺います。現在の町営住宅の入居可能な戸数及び入居者数を伺います。

②国は2018年と20年の2回、保証人の確保を前提とすべきではないという通達を地方自治体に出していますが、当町ではどのように検討されてきたのか伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3問目のご質問にお答えいたします。

1点目の入居可能な町営住宅につきましては、6月1日現在20団地468戸で、そのうち394戸が入居しており、入居率は84.2%となっております。

2点目のご質問でございますが、これまで町営住宅入居時には連帯保証人2名が必要でありましたが、令和2年度の民法改正に合わせ町営住宅管理条例施行規則を改正し、連帯保証人を1名とし保証する極度額を定めたところであります。当町においては、これまで連帯保証人の確保ができずに入居できないといった事例はございません。また保証人制度により家賃滞納の抑制にも繋がっているということと、緊急時の連絡先としてもその役割は大きいことから、国の通達を踏まえ連帯保証人制度を維持することとしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問をいたします。②についてお尋ねをいたします。国の通達を踏まえて2名から1名にしたということなんですが、それは本質的な対応策というふうに私は思っておりません。ただ数字が2名から1名になったにすぎないのであって、当町では依然として連帯保証人制度を導入していると、その立場に固執をしているという判断をせざるを得ないのであります。先進例を紹介しておきますが、水戸市、ここでは令和2年から保証人制度を廃止するというを行っております。さらに新年度から三重県と伊勢市は公営住宅に入所する際の条件としていた連帯保証人を免除することにしたということでもあります。これはだんだんそういう方向で進んでくるだろうと思います。総務省の調査では、昨年では東海4県です。愛知、岐阜、三重、静岡の99自治体で保証人がないのは2割ということが進んできてるわけです。今、町長の答弁では、連帯保証人制度を引き続き維持するということではありますが、根本から検討し直すことを提起したいと思います。私が心配しておりますのは、町長は連帯保証人が確保できないからといって入居しなかった人はいないよというふうにしておりましたが本当ですか。連帯保証人を見つけられないために申込み自体をためらった方がいるんです。入り口で問題になっているんです。

確保できるから申し込むんであって、確保できない方は申込みそのものを止めるんです。だから町長の答弁は当を得ていないということを率直に指摘しておきます。今核家族が進んでおりますし、高齢化が進んで人と人とのつながりが希薄になる中で、連帯保証人の確保というのは極めて困難な仕事になっています。ここのところをよく町長は目を向けていただきたいと思います。これが一つ。それからもう一つは連帯保証人がいるから公営住宅のとりっぱぐれないんだというような答弁をおっしゃってましたよね。そこがやはり安易なんです。連帯保証人に責任を転嫁していくと。この連帯保証人制度っていうのは、民法でも最も遅れた最も苛酷な制度として、国際的にはもうこういう連帯保証人制度は時代遅れだということで廃止の方向になってきてるんです。そうでしょう。主債務者が全く責任追及されずに連帯保証人が100%責任追及されるということもあり得るわけです。しかも債権者は主債務者から取立てしようが、連帯保証人から先に取立てしようが、それも自由であるということが連帯保証人制度の根本的な組立てでありますから、これは時代遅れも甚だしいんです。日本特有のものであって、これも是正されました。そういう流れの中で見るときに、引き続き連帯保証人制度を我が町で維持しなければならない理由というのは私はないと思います。これは入居者との信頼の上に立って生活全般を温かい目で見ながら、しかしなおかつ滞納者のないようにアプローチしていくということが大事ではないですか。我が町では町長の後ろに税務課長おりますけれども、税の滞納状況っていうのは少なくなってきてるんです。いろいろご苦労されてると思います。そういう担当者の側の主体的な配慮ある、しかし粘り強い取組の中で家賃の滞納あるいは未納の問題については克服可能な問題でありますから、私は連帯保証人制度をこの際思い切って廃止して、保証人を用意できないがために申込みすらできなかったという悲惨な例を根本から一掃することを提案しておきたいと思います。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。現在、道内におきましても連帯保証人が必要という市町村は126市町村で無しは少ないという状況でございます。何といいましても滞納が多いと、滞納というのは、きちんと納入している町民との公平性に問題が生じてまいります。当町におきましては2名から1名にさせていただいたということでは、随分ハードルが下がったというふうに考えているところでございます。いずれにしても抑止の一定の効果が見られるということから、この連帯保証人制度を維持をしてまいりたいと。無いというのが本来、議員おっしゃるとおり望ましい状況ではあるというふうに思っておりますので、滞納状況の推移を見ながらそうした判断をさせていただきたいというふうに思います。議員の提案は受け止めさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） これは再々質問やらざるを得ません。町長の今の答弁ですと、全道的には廃止している町村が少ないんだと、これが一つです。それから滞納を克服するためには抑止力があると、それでうちは連帯保証人制度は廃止しないんだとこういう答弁になってるわけです。それではお尋ねいたしますが、滞納は現在何人ですか。それから滞納の総額は幾らくらいですか。

合わせて伺いますが、欠損処分をしなければいけない事態に陥ったっていうのはありますか。さらに連帯保証人が代弁済をしたというデータはありますか。これは再々質問であとはもう質問する機会がありませんから、これ9月議会にとり残すことになると思いますけれども、データだけは伺っておきたいと思います。なお即答できないのであれば議長、閉会後の提出でも結構であります。取扱いをお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 今質問者の内容からいって大変正確な数字をきちんと出さなきゃならないと思いますので、町側のほうにはきちんとした形で数字をまとめていただいて、議員のほうに報告したいと思いますが、菅原委員そういう扱いでよろしいですか。

○7番（菅原義幸君） はい。

○議長（真柄克紀君） それでは重ねて先ほどほかの議員の質問でも出てましたデータについてもまたそれは提出させるようにいたします。

続いて菅原義幸議員の4番目の質問に入ります。

菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 障害者に対する支援策について、これもう町長に伺います。①せたな町公営温泉浴場等の障がい者入浴料金の助成対象者内訳数及び対象者登録届出書並びに介助対象者登録届出書の提出内訳数を伺います。

②高齢者入浴料金の助成対象者には、対象者登録届出書の提出を求めています。同じ扱いにすべきではありませんか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 4問目のご質問にお答えいたします。

せたな町公営温泉浴場等の障がい者入浴料金の助成対象者64歳以下の在宅者の内訳ですが、身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害程度等級表の第1種身体障害者手帳の交付を受けている方が23名、療育手帳の交付を受けている方が49名、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が35名、合計107名の方が対象者となっております。指定難病患者で医療費受給者証の交付を受けている方の人数については町では把握できておりません。

次に登録届け出書を提出いただいた方でございますが、身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害程度等級表の第1種身体障害者手帳の交付を受けている方が6名、療育手帳の交付を受けている方が28名、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が12名、指定難病患者で医療費受給者証の交付を受けている方が2名で合計48名の方から届出をいただいております。そして介助対象者として2名の方からも届出をいただいております。

2点目のご質問にお答えいたします。

障がい者への入浴料金助成については、利用者の状況について把握できましたので届出制を廃止し高齢者の入浴料金助成と同様の扱いといたします。ただし町で把握のできない指定難病患者で医療費受給者証の交付を受けている方は、これまで同様に登録届出をしていただくことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 町長ね、ようやく私が提案した例外なく該当の方にはカードを出すようにということが実現したわけです。これは最初からやってたって全然構わないと思います。全員に交付するんですから、申請が有る無しっていうのは事実上何の意味も持たないわけです。これは一言申し上げておきたいと思います。ただ同じ扱いにしたということについては、大変大きく敬意を持って評価をさせていただきたいと思います。それで難病の関係なんですけど、これは必要なんですか申請書。申請させるんですかまた引き続き。これは再質問しておきますが、あまり意味がないんじゃないかと思います。私は端的に言って、利用するかしないかは、当事者の主体性に任せられるべきであって、要するにあなたは町として入浴料金の助成対象者に致しますよという一方的な通告でいいんです。権利として、せつな町民障害者のある方には助成の権利があるということ、このカードを送付することによってお知らせいたしますと、行使する、行使しないのはあなたの自由ですということであれば、高齢者入浴料金の助成対象者とは同じ扱いにはならないんです。だから町長せつかくここまで進めてきたわけですから、難病についてもそのようになさったらいかがですかということ再質問しておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。難病患者の関係なんですけど、町ではこの実態把握はできておりません。これまでも保健所のほうに依頼をして周知をしてもらっている状況でございます。こういったことから、直接この送れないという事情がございますので、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） それは解決できる話じゃないですか。保健所と何らかの形でタイアップしながら、保健所のほうに我が町では、難病患者も含めて入浴料金助成制度をやっているんだということを一つの方法でありますけど、保健所に提起をして保健所からの措置を求める、協力を求める程度の配慮があっても私はいいいと思います。この申請しれというところに権利行使を求める障害者に対する健常者との間の特別な負担を求めるっていうことが私は問題だと思ってるんです。そういう暖かさ、配慮というのがあっても結構だと思います。これはおそらく町長ね同じ答弁しかしないと思いますから検討課題としてぜひ取り組んでみていただきたいと。検討するかしないかということだけを答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これどういったことがあってこういうふうにしなければならないのかということだというふうに思いますから検討させていただきます。

○議長（真柄克紀君） それでは若干早いですが、これで昼食時間といたしたいと思います。

1時より再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） それでは町長に質問いたします。仮称、介護サービス事業持続化基金の導入について伺います。

①当町における介護サービス事業を継続する上で何が課題と考えるか町長の見解を改めて伺っておきたいと思えます。

②重なる介護保険制度の改定で経営難に直面している介護サービス事業について、仮称、介護サービス事業持続化基金の導入を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の5問目のご質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、介護サービス事業を継続する上において、人材育成や人材確保の課題があることは認識しております。これまで人材確保に係る助成事業を実施しているところでございます。

2点目の基金の導入につきましては特に考えておりません。これまでも介護人材確保に係る諸問題や介護サービス事業者に対する支援につきましては、一般会計からの繰入金を用いて実施しているところであり、今後も同様な形で進めていく考えでありますことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問をいたします。まず当町の課題について人材育成確保が課題だというふうにおっしゃってございました。それだけですか。町長は根本的に介護事業の持続化について認識に欠落してる問題があると思えますので触れざるを得ません。人材を確保すればいいという答弁になってしまうわけですこれでは。そこにつきますか。私が一貫して申し上げておりますのは、介護保険法というのは3年に一遍ずつ見直しされてますけれども、特に平成27年度の改定、これは全国各地のサービス事業者に大きな経営上の打撃を与えたんです。それは単に人材確保ということに限られません。経営全体が縮小してしまうそういう改悪と言っていいほどの改定がされました。これから淘汰が進んできてるんです。雅荘の問題についても何度も触れましたが、27年度からダメだったんです。旧恵福会の雅荘の経営はそれまでは順調に採算合ってきてたんですから。もちろん人材確保の問題もありますが、経営全体が合わなくなってきたんです。それで話を前に進めますが、結局、雅荘を再開するときどういう現象が起きたか。長年実績のあった福祉法人恵福会が姿を消したんです。町外の大きな企業に飲み込まれて姿を消してしまったということなんです。そして町外の大きな法人が入ってきたと。私は大局的に見て我が町自身のこれまでの経過に照らしてみても、それは介護福祉政策における間違いの結果がこの姿になってる

と私は見てます。特に再開のために何をやったかといいますと、結局は1億2,500万の債務負担行為を条件にして再開したということなんです。金の問題じゃないですか結局は。人材確保の問題というのは、資金、経営状況を含めたところと密接賦課分の関係にあるんです。私はそこに対する見方が決定的に欠落していると思います。それで次に話を進めていきますが、先ほど午前中の横山議員の質問に対して、こういう答弁をされました。協議体を作っていきたいということなんです。その協議体という場合には、事業者も行政も一体になった組織が必要だと思います。しかしただその組織を確立して意見交換をやって、議論をするだけで事は解決しないんです。必ずそこに資金という問題、財政問題が伴うんです。そのことを抜きにしてどんな議論をやってみても、私は介護サービス事業というのは継続しないと思います。そのことが雅荘再開問題、つまり恵福会消滅問題で明らかになったではありませんか。この介護サービス事業持続化基金について町長は、一般会計から持ち出すからいいんだとこういう答弁です。これ全く私の質問の意図を理解していない答弁なんです。要するにワンセットで介護サービス事業を継続するための財源的な、財政的な確立確保をしっかりと行政としてやってはどうかという提案なんです。一般会計から持ち出すんなら持ち出して、そういう名称を付けて基金を付けたらどうなんですか。私は町長にはもっと生きた会話をしていただきたいと思います。午前中の横山議員の答弁、経営難のことについては、町は注視してやっていきたいという趣旨の答弁をされておりました。注視されてたらたまらんです。事業者は支援を求めているんですから。今の制度の下では小さいサービス事業所の採算というのは合わない状況になってきてるんです。それぞれの経営者と話を個別にいたしますと、四苦八苦、大変ですよ。ある施設では人件費を節約するためにトップの方が、あえて承知で退いて人件費削減のために寄与するというところまでやってるんです。町長この話聞いてますか。知ってますか。それから施設更新の問題も出てまいります。いろいろ基金も貯めて来るべき時期に備えておりますけれども、資金的な目途は現状では私はなかなか立たないと思います。要するに財政支援ということは、協議会を立ち上げる問題にとどまらずワンセットの問題として極めて重要な問題になってるんです。かねてから私は何度も提起しましたが、町長は例によって何度も拒否をするということなんです。私はぜひ決断をすべきときには決断をしていただきたいということを申し上げておきます。

答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。経営が厳しい、皆がこれではやっていけないということになりますと、これは制度上の問題、構造上の問題ということになりますので、そういう対応をしなければならないというふうに思っております。この一部の経営だけがやっていけないとすれば、これは経営分析をしながら改善の方法を見つけるという努力もしなければならないというふうに思います。菅原議員おっしゃってる財政支援ありきでは、これは根本的な解決には何も繋がらないということですので、一つ今何をすべきか、しっかりそれぞれの企業において、しっかり経営を見直すということがまず必要ではないかというふうに考えているところでございます。この事業持続化基金については、これまでも何度も答弁申し上げてるとおりという

ことでこの部分については、議員と私の意見は違うということだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問で止めようかと思ってたんですが再々質問をせざるを得ません。

町長その自分で何を答えているか、何をおっしゃっているか自覚できてるんですか。財政支援だけでは根本的な解決にはならないんだって言うんです。そのあとに続けた答弁が経営を見直すことだと。町長、経営を見直して、徹底的に改善やって、にっちもさっちもいかないところに来てるんです。全然答弁なってませんもんね残念ながら。やっぱり問題は法人自体の事業主体自体の経営が行き詰まってきているということが一つなんです。そしてもう一つは人材確保と確保難ということがあるということももう一つなんです。町長が言うように、人材確保が全てであるかのような認識では、現在のせたな町の介護事業の持続化については、対応出来ないと思います。もう高橋町長にはこれ以上期待しておったら、我が町の介護サービス事業は一体どういうことになっていくのか、心配でしょうがないということをお願いしておきたいと思うんです。私は町長はもう決断しなくちゃいけないと思います。私は各サービス業者とも事業者さんとも話し合ってきてるんですから。その上で菅原さんと、あなたのおっしゃってることについては賛同です。明快な支持を得ております。そのことがなかなか町長に届かないというそういうジレンマがあるんです。もっと言いますと町長自身もそうした誤った判断、政策というものがブレーキになってるといふ厳しい状況であります。再々答弁で同じ答弁を繰り返すのであれば、私はまた9月議会やりますからダメであれば12月議会もやります。ちょうど雅荘再開のために4年間16回一般質問をやって再開に取り付けるといふ実績もございまして、この介護サービス事業持続化基金の実現については、執念をもって私は何度でもあなたに実施を迫りたいというふうに思います。再々質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。過去には恵福会においても町は相当の財政支援を行ってまいりました。しかし残念ながらそういう結果で終わったところでございまして。要するに介護事業ばかりでなくて、少なくとも一般の民間事業者にも例えてみますと、全ての事業者が成功するということは、これは限らないことでもあります。しかしながら先ほど言ったように全体が経営を継続できないということであれば、これは構造的な問題というふうに私たちも理解しなければなりません。その構造を変えるということについての努力をしていかなければならないというふうに思っております。そういう方向について考えるためにも、それぞれの事業者において自助努力をしっかりとさせていただいて、何が1番この経営難の原因が何なのかということも十分考えながら、それを改革する、改善する努力もしていかなければならないというふうに思っているところでございまして、そうした中で協議会なども使いながらお互いの情報交換をして経営の強化に役立てていただければありがたいなというふうに思っているところでございまして。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の5問目の質問終わります。

6番目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 今の全然答弁なってませんから9月議会でまたやりますから。

6番目であります。高齢者に対する支援策について町長に伺います。

①買い物支援策について3月議会で町長は、様々なツールを使いながら今後も買い物弱者の利便性の向上ということに努めていきたいと答弁しました。どのように努力するのか具体策を伺います。

②現行制度ではカバーできない高齢の交通弱者に対する支援策として、町独自のハイヤーチケット交付事業の実施を改めて強く求めます。

③新年度から地域包括支援センターの地域支援係が1名欠員になっています。補充の見通しを伺います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

現在、買い物弱者の支援策としては、介護保険のヘルパー利用やボランティア団体による訪問型サービスBの利用、社会福祉協議会の買い物支援、民間の配送、配達などサービスを提供をいただいております。今後は生活サポートセンター運営協議会に新たに商工会関係者を委員に迎え有効な支援のあり方などについても検討し、更なるサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目です。高齢者の弱者に対する町独自の支援策については、令和4年3月定例会での議員の一般質問でもお答えいたしました。現在、北海道の補助事業がありませんので町といたしましても助成事業の実施については検討しておりません。

3点目です。地域包括支援センターの職員補充についての見通しでございますが、5月末を期限として町の回覧やチラシ等により職員募集公告をもって保健師、若干名の募集を行ってきたところでございますが残念ながら応募者がおりませんでした。今後におきましても、引き続き保健師職員の募集に力を入れてまいりますことをご理解をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問いたします。町長、既存の方法で3月議会で私は横山議員が提起した質問に回答できているというふうに思うんですか。既存の政策、方法では届かない新たな問題ができてきているということなんです。それで私ねどうしても触れておかざるを得ないのは、前回3月定例議会での横山議員の質問に対する町長の答弁なんです。若いときの経験を持ち出して、近くの町に移り住むということを経験しているというようなことをおっしゃってましたが、本当にとんでもない答弁です。私選挙のときに町政報告でその旨の報告をいたしました。高齢者の方怒ってますよね。こんなことを本当に言ったのかと町長が。私らの悩み何も考えてないんじゃないかという声なんです。だからそういう答弁取消したらどうですかという質問いたしました。いや話として出ただけなんだと。決してこういうふうに進めていきたいということではございませんっていうふうに言っていました。これとんでもないごまかしなんです。少し長くなります

けれども町長答弁紹介しておきます。これ横山議員の質問に対する再々答弁の中で行ってます。半世紀近く前の話になりますけれども、私が暮らしたアメリカの農村地帯では、経営をリタイヤした人は近くの町に移り住む、後継者の方々が農場に住んで経営をするというのが当たり前の形というふうになっておりました。高齢者がお店や病院のある町に住むというのは、大変理にかなっておりますし、こうしたことはいいなというふうに見ておりました。ここまでおっしゃってるんです。そういうことで高齢者買物支援対策というのは、足の確保はもちろん大事でございます。しかし生活支援ハウスであるとか、三杉荘あるいは町営住宅の利用なども含めて総合的に考えていかなければ、なかなか解決できないものだというふうになっておると、こういう答弁なんです。要するに足の確保だけではダメだから、住まいの問題も考えていかないとなかなか解決できないんだとおっしゃってるわけですよ。こういうところに問題があるんです。住まいをすぐに変えることができますか高齢者が。大体町の方針というのは、長年住みなれた地域に安心安全に気持ちよく住めるようにしたいんだという方針でありますから全く相反する答弁したんです。そういうことに対してこれは訂正しなきゃならん。そういう観点、発想そのものが根本から間違っていたんだということに気がつけない町長の問題が今問題になってるんです。そこが問題なんです。既存の制度だけではカバーできない人たちがいるからそこをよく調査し、対策をしていただきたいということが提起の内容になるわけですから、何かいろいろ検討しているという話ですから明らかになり次第速やかに対策の方途を議会に示していただきたいということを再質問で申し上げておきたいと思っております。これは買物支援の問題であります。

それから高齢者の交通弱者の問題です。道がやるまでやらないというのはおかしいじゃないかということを申し上げておきます。町長の答弁は流木対策もそうなんです、道が予算立てなかったら、道の予算確保できなかったら俺はやらんという答弁なんです一貫して。しかし道がやらなくても1番住民の身近な自治体である町がやるということが、実は地方自治体の本来の姿なんです。国の足らざるところ、北海道の足らざるところ、それを1番住民の身近にある自治体が、町村が実施するということが戦後の地方自治法の最も大事な精神なんです。そのことを忘れないでください。道が仮にやらなくても、やったらいいじゃないですか。我が町は60数億円の各種基金が残ってるんです。令和4年度だって3億近い剰余金出してます。高齢者にチケットを支給したからといって町の財政潰れますか。要は町長の高齢者に対する温かい気持ちが、あるののかということが問われてるんです。私は、もう1回答弁していただきたいと思っております。

それから3つ目の問題なんです、保健師募集してるけれども、まだですということなんです。私は万一保健師さんが確保されないとしても、この包括支援センターのメンバー1名欠員になってるわけですから町長ご承知のように。臨職の方が1名欠員だったのが補充されたということは、副町長から伺いました。今言ってるのは地域包括支援センターの正式なメンバー係長ですよ、欠員になってるって、穴になってるんです。私は急いでこれは埋めておく必要があると思ってます。一つだけ紹介しておきたいんですが、包括支援センターの皆さんのご苦勞というのは、やはり町長分かってもらいたいと思っております。具体例を一つだけあげておきます。私も関わっていることなんです、詳しいことを申し上げますとプライバシーの問題ありますから、かいつまんで大

雑把に申し上げておりますが、ある家庭で認知症の方が発生し、連れ添いの方が同居できなくなって7カ月間、家を空けておいたという実例がございます。そのときに地域包括支援センターの方2人が、連れ添いの方と一緒に7カ月ぶりに訪問したそうでありまして、そのときに同行して家の中を見たらペットのふん尿、とても言葉では表現できない状態だったとびっくりしました。また水洗化ではないためにトイレの状況も、言葉に表現できない状態だったと言っております。連れ添いの方は茫然としていたということと、自分の膝が悪かったということと合わせて掃除には手を出さないままでいたけれども、2人の役場の方が一定時間かけてきれいに掃除をしてくれたっていうんです。そのときには気持ちが騒いでいたのでお礼の言葉も申し上げていないけれども、菅原さんぜひ菅原さんのほうから申し上げてほしいと、言ってほしいという言付けをいただいております。包括支援センターに私は訪問したことがございますけれども、まだ包括支援センターのほうには伝えておりません。私は一般質問で町長にそのことを伝えて、町長の口からぜひ激励方々その言葉を伝えていただきたいというふうに思います。つまり現場は筆舌に尽くせぬ大変な努力をしているということなんです。私はこういうケースはもっともっと増えていくと思います。これも選挙中の話であります、ある区の高齢者の方86歳で、まだ商売をやっております。その方から菅原さん、これから役場職員は年寄りのところを見回るように一つ考えてくれないかという話をちょうだいしています。施設に入る手前の段階で日常いろいろ孤立して不安も抱え、悩みも抱え支援の手を差し伸べる必要がある高齢者たくさんいますよって言うんです。一声かけてくれるだけでもありがたいんだと、そういう体制ぜひ取り組んでほしいというふうに言っております。全くそのとおりであります。施設入所も大事なんです、在宅支援も劣らず大事。私は包括支援センターの役割を、町長きちんと評価をして体制補強のためには、人事権を持っている町長は新しいメンバー採用しなければ前に進めないわけでありまして、特段の努力をお願い申し上げたいと思います。少し長くなりましたが、以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。少し前の話になりますが、以前は各集落にお店屋さんがございました。しかしそれが徐々に集落のお店屋さんがなくなって、そして今のような状況になってきたということで、この問題はこれまでの長い間の私たちの取り組みでもございました。この買物弱者の足の確保というのは、これからも取り組んでいかなければならないということでございまして、1問目の答弁で申し上げましたように様々なサービスが今出てきております。こうしたサービスの充実をさらに進めながら買物弱者の足の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。それからこの職員が欠員ということの中で、今議員がおっしゃいました、大変町民が感謝をしているというお話をいただきました。この職員が協力して欠員であるにもかかわらずこうして業務にあたっただけでいるということにつきましては、私も職員に対して常に感謝をしているところでございます。欠員の補充につきましては、しっかりこれからも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、現状、限られた職員の体制で最大のサービスを提供してまいりたいと考えていることでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 今日たくさん質問しておりますから再々質問しないで、次の問題に移りますけれども、町長全然答弁なってませんよ。何でそれだけ頑張ることができるんですかね。もっと真面目にやってくださいよ、本当に。私は一つも納得できていないということだけ申し上げておきます。

それでは次になりますが、北海道檜山北高等学校の間口確保と教育費の支援について、これは町長と教育長にお尋ねをいたします。

①北海道檜山北高等学校の間口確保の見通しについて教育長の判断を伺います。

②今年の檜山北高新生の父母から入学時に予想を超える高額の出費に驚いたという複数の声が寄せられました。教育委員会が把握している新生の父母負担額を伺います。

③間口確保のためにも、通学費の助成に加えて入学時の父母負担軽減策を検討する必要があると考えますが、町長と教育長の考え方を伺います。

○議長（真柄克紀君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） 1点目のご質問にお答えいたします。

今後の檜山北高等学校の進学率により変わってくると思うのですが、令和5年度現在の当町と今金町の中学校卒業生の今後の推移に、今年度の進学率であります75%で見込んでいくと、おおかではあります令和12年度で入学者が40人を割る見込みとなります。ただし3年間の配置計画とその後4年間の見通しを示した配置計画を毎年度策定することとなっており、それにより再編が検討されることとなっております。これらのことから現時点では先ほど申しあげました令和12年度までは現在の間口の確保が可能ではないかと思っております。

2点目のご質問にお答えいたします。檜山北高校に今年度の入学時の保護者負担額をお聞きしたところ、男子と女子では若干の差がありますが約10万円となっております。それに昨年度から各自で用意する端末代として約5万円を合わせたおおよそ15万円が入学時の保護者負担ということで把握しております。

次に3点目のご質問にお答えいたします。

町教委では義務教育としての期間とはなりますが、高校入学前の最終学年となる中学3年時の修学旅行のバス代補助や給食費の無償化などにより保護者の将来にわたる負担軽減を図っております。

間口確保については、檜山北高に入学する中学生の数等々にもよりますが、特色があり、魅力がある選んでもらえる学校づくりが重要だと思っております。全道で15校ある内の1校である総合学科の特色を活かした魅力ある学校づくりのために、中学校と高校の交流が必要だと考えております。今後は定例校長会議、教頭会議のほかに更なる中学校と高校の交流の場を作って連携を深めていきたいと思っております。

地域の子どもたちが地域に戻ってくるような、地域創生に結びつくような学校づくりをサポートしていきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 続いて高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

当町は檜山北高生への支援として、檜山北高等学校振興会を通して行事活動における交通費の補助や部活動補助のほかにも、外部試験補助としては各種検定や進路模試における受講料の補助などを行っております。保護者の負担の面から申し上げますと当然、自宅から通学できる檜山北高への進学となるはずであります、実際にはそうではありません。このことから保護者の負担軽減が必ずしも間口確保に繋がっていないことをご理解いただけたらと思います。大事なのは中学生の皆さんが進学先として檜山北高を選んでもらえるような魅力ある学校づくりをはじめとした受け入れ態勢の充実を図ることだと思っております。今後、更なる魅力ある学校づくりをして頂けるように道教委、または町教委を通してお願いして行きたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 教育長の答弁については大体理解できました。それで町長の答弁についてであります、やっぱり噛み合わないんです。町長がおっしゃったことに、それは私は一理あると思います。どの点かといいますと、地元に通わないで管外に行ってる子供さんたち、これは1面では町長おっしゃってることもあながち当たっていないというふうには言えないと思うんです。しかしそのことをもって支援する必要がないんだということになるかという問題なんです。私は将来的に間口確保のためにも、地元町村が多面的な方向にわたって支援策をやっているということを将来的に担保していくことが非常に大事だというふうに考えております。特に新入生の親からいただいたのは大体こういうようなことです。10数万かかるって10万から10数万かかるって言ってましたから、多分教育長の答弁の数字と一致すると思うんです。詳しいことは聞いてませんよ。ただ家庭の経済状況にもよりますけれど、バーンと10万だ、15万だっていう負担をするということは、やはり一定レベルの生活状況の方には非常に負担になるそうです。だからたくさん金額とは言わないけれども、町長いいですか、行政のほうも支援策考えてくれるんだということをぜひ議会でも伝えてほしいと。そしてそれに対する町の思いやりというものも私たちは感じたいんだという極めてもつともな意見なんです。そのことによって、町は高等教育に対する独自支援策そこまでやってるのかと。頑張ってるこの町に留まって、せちな町が将来持続できるようにしようというモチベーションが上がってくるわけです。そういう総合的な視点でこの問題にアプローチしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。まず菅原議員が町民の皆さんからどういう話を聞いているかというのは私もわかりませんが、現状は中学生の入学時には7万円程度がかかると。高校は義務教育ではありませんので少し高くなっているんだというふうに思いますが、もろもろの経費を含めて15万円。ただ15万円の中身で、端末につきましては先ほど5万円かかると教育長申し上げましたが、これはこの学校で無償貸与、貸出しをしているということですから10万円、最低で10万円あればということになるろうかというふうに思います。これがこのビックリするというような金額なんだろうというふうに思いますが、町としても、先ほど申し上げましたよ

うに振興会を通じて様々な支援をしておりますし、またバス通学につきましても補助をしているという状況でございます。こうしたことを考えますと、この町外の高校に通われている高校生の負担からすると相当小さいものというふうに容易に想像はできるというふうに思っております。こうしたことで町としても、今既にこういった対応をしてございますので、これからも状況を見極めながら更に負担が増えるということであれば、また何らかの対応をしていかなければならないというふうには考えておりますが、現状ではこういう状況であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 検討しますよと言ってくれば再々質問する必要はないんですが、一言だけ私も申し上げておきます。実は義務教育の場合は、就学援助金制度というのがあるんです。これは学用品でありますとか、通学費、校外活動費、修学旅行費、医療費、クラブ活動費、その他もろもろの問題がありますけれども、これを制度的に救済するという制度があります。ところが必ずしも高校の場合はそういった制度が導入されているかとなると、そうではないんです。それで文部科学省の2021年度の子供の学習調査によるデータを紹介しておきたいと思うんですが、子供が小学校から高校卒業するまでにかかる教育費は、高校まで全て公立に通っても527万円かかるという調査が文科省から出てるんです。これは2012年度の調査と比べて93万円増になっているというんです。結局、高等学校の場合はそれだけかかるということなんです。ただし義務教育ではありません。しかし先進国が全て高等教育も含めて、事実上義務教育と同じ扱いレベルになっていることは町長もご承知のことだと思います。小学校の教育費は、校外活動費が7割を占めておりますけれども、高校の場合は、学校教育費が相当のウエイトを占めているということなんです。学校教育費が高校の場合は6割を占めますよとかかる費用の中でですね。この歴史を調べてみますと公立高校の学校教育費は、民主党政権が2010年度から始めた授業料無料化、これは高等学校等就学支援金制度の創設でありますけれども、年間36万円から25万円に学校教育費、これはデータですよ。下がっているんです。ところが自公政権の復活で増加に転じて、2021年には再び30万円の大台を突破したとこう言ってるんです。授業料無料化に所得制限を導入したということもありまして、あるいは2度の消費税の増税によるということもございまして、そういう数字になっているんだろうと思うんです。ですからそれぞれの世帯によって受ける影響は違うとは思いますが、現実にはそういう声が出ているわけですから、これは町として政策的に高校新生生に対するやわらかい、温かい策というものをぜひ検討していただきたいというふうに思います。重ねてお尋ねしておきます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。子供を産み育て1人前にして社会に出すということにつきましても、相当負担が生じるということは、私たちも認識をしております。そのための負担軽減ということで町は様々な支援策をこれまで講じてまいりました。旧町から比べましてもこの保育所、学校給食や医療費の無償化ということで、相当思い切った政策を打ってまいりました。町民の皆さんにも喜んでいただいているところでございます。そうしたこの一連の対策を受け

て子育てをしていただくということにはなるわけですが、どうしてもそれだけでは間に合わないと。まだ足りないというところもあるかと思えます。そういった方のために、町では奨学資金制度もしっかりと用意しているところがございます、いろいろなそうした制度を利用しながら子供の希望を叶えていただければありがたいなというふうに思っているところがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） はい続いて菅原義幸議員の質問を続けます。

菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 質問は3回までになってますから納得はいたしません、次の質問に移ります。

会計年度任用職員の待遇改善について町長にお尋ねいたします。

①当町における会計年度任用職員の待遇改善に対する課題をどのように考えているのか伺います。

②改正地方自治法が成立し、期末手当に加え今年度から勤勉手当も支給出来るようになりました。当町の対応について明らかにしてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 8問目の質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員の制度については、臨時職員、非常勤職員などの適正な任用や勤務条件を整えるため令和2年4月1日より導入され、労働時間により週38時間45分のフルタイム任用職員と週38時間45分未満のパートタイム職員に分かれております。その中で給料、報酬を支払う根拠である給料表については、正規職員と同じ給料表を運用し、期末手当等の支給や年次有給休暇、共済組合の加入など諸手当、各制度の運用は国に準じて行っているところです。このことから待遇改善に係り早急に解決する課題があるとは考えてはおりません。

2点目のご質問にお答えします。会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、その中で勤勉手当の支給に係る内容等が示されました。今後の対応としましては、施行日が令和6年4月1日であることから、遅滞なく支給に向け適切に対応してまいります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問をいたします。②については了解をいたしました。ぜひ支給を求めたいと思えます。

①のほうなんです、これは以前の議会でも質問しておりますけれども、会計年度任用職員になって改善されたんです。これ私過去にも2度ほど一般質問した中で、法改正に従った改善を当町は速やかに着手されました。敬意を表します。これはフルタイムで日給から月給になりましたし、パートタイム任用職員では時給から報酬へと改善されております。しかも町長言っておりましたように正職員と同じ給料表を運用する。また諸手当に関しましては、大きく改善されて期末手当や時間外勤務手当の支給、あるいは月18日以上かつ1年以上勤務した場合には退職手当を

支給する。そして年次有給休暇、忌引なども有給制度にするという点で画期的な前進をいたしました。この点については率直に評価し、敬意を表する次第であります。ただ町長これでいいということではないんです。やっぱり絶えざる改革、改善、前進というのは課題として厳然として存在するという認識を持っていただきたいと思います。詳しいことは申し上げませんが、年次有給休暇の取得日数にしる改善の余地はありというふうに判断をいたします。これまで触れておりませんでしたの一つだけ申し上げておきますが、会計年度任用職員これは1年限りの雇用だからもう翌年度は採用については一切の責任はないわけです建前上。しかし町長、立場を変えて考えてみてください。採用されている会計年度任用職員には毎年毎年の生活があり、人生があるんです。毎年解雇されるという苛酷な立場にあるんです。そういう苛酷な条件に会計年度任用職員が置かれているということについて、本人の立場に寄り添ってご理解をお願いしたいと思うんです。民間どうするんだということになりますけれども、民間の非正規雇用者もさらに大変な状況にあります。しかし地方公共団体に採用されている会計年度任用職員も1年間で全部切られてやむを得ないという状態なんです。要するに来年以降の生活の保障はないわけです。それは毎年、毎年おそらく生涯にわたって反復継続されるであろうという苛酷な環境に置かれているということについて心を致してほしいと思います。一つだけ申し上げておきますが、再採用されるときにも面接を受けなきゃいけないし、それはやむを得ないんだけど、面接されるということが非常に精神的負担になるという声も耳にしております。全く新しく採用されるときには、面接は地方公共団体であれ、民間であれ、それは避けて通ることのできない手順でありますからやむを得ないんですが、毎年、毎年採用されるのに反復継続して雇用されるのに、毎年その時期が来ると本当に気持ちが暗くなるという話も訴えられております。それをぜいたくだとか、わがままでとかは、それぞれ評価はありますでしょう。しかし継続採用という点について何らかの配慮があつていいのかなというふうに私は最近考えるようになりました。本来、民間であれば5年間続きますと長期雇用が変わっていくわけです。ところが自治体の場合には、会計年度の任用職員これが5年も10年も長い人では15年もずっと続くと、毎年、毎年面接だと。その辺をぜひ町長のほうにも伝えて何らかの策というものがいいのかどうか検討をしていただきたいということなんです。これは通告書に具体的に書いておりませんから答弁いただこうと思いませんが、検討を内部的にぜひして見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。これまでの臨時職員から見まして現在の会計年度任用職員の待遇というのは大幅に改善されたと。こうした改正した内容の処遇について募集案内でしっかりと明記しており、それを見て応募されておりますから内容について十分理解して勤めていただいているものというふうに考えているところでございます。再採用の関係でございますが、これは職員の日常の勤務状況等は採用をする職員といたしますか、そういった皆さんが見ておりますので、それは議員おっしゃるような不安というものはないのではないかと、私たちとしてもいい職員をしっかりと確保したいということで対応しているところでございますので、そういう心配

はないかというふうに思っているところでございます。

令和4年度に任用した会計年度任用職員に対しましてアンケート調査も実施しております。待遇改善に伴う自分勝手と判断される意見も中にはありましたが、全体的に集約しますと職場環境に関わる意見が多くありましたので、それらを参考にさらに良好な職場環境の維持に努めてまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて9問目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 今の答弁に対しては会議録をよく精査して改めて9月議会で継続するかもしれません。再々質問は行いません。

9問目であります。町職員の定年退職について町長にお尋ねをいたします。通告書④⑤となっておりますが、これはミスプリントです。①②になってましたか通告書。

まず①合併以降、今日までの定年前退職者数と最近5年間の年度別退職者数を伺います。

②このような状況について任命権者として町長はどう受け止めますか。

それで質問と答弁が前後しますが、私が把握している限りでは合併以来17年7カ月の退職者数は290名、定年前退職の数は174名、つまり60%以上が定年前退職、平均いたしますと年10名という数に上っております。これ驚くべき数字だと思いますが、任命権者として町長はどう受け止めるか伺っておきたいと思えます。

以上であります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

まず1点目ですが、合併以降、令和5年3月31日までの退職者数は290名、うち定年前退職者数は174名、議員おっしゃるとおりでございます。また直近5年間の年度別退職者数については、平成30年度が14名、うち定年前退職者数が7名、令和元年度が16名、うち定年前退職者数が12名、令和2年度が11名、うち定年前退職者数が8名、令和3年度が退職者数が6名、うち定年前退職者数が3名、令和4年度退職者数が25名、うち定年前退職者数が16名と、この5年間合計で、退職者数は72名、そのうち定年前退職者数については46名でございます。

2点目のご質問にお答えします。合併以降の定年前退職者は、先ほど答弁したとおり174名であります。内訳については、医師、看護師、薬剤師等の医療職に従事している職員が81名と最も多く約半分以上を占めております。入れ替わりの多い職種であります。また平成21年度までは、当町も勸奨退職制度があり、それを活用し退職した職員が7名ございます。現在まで退職する人には個々の事情があり、時には退職者の相談に乗ってアドバイスをした結果、退職を踏みとどまるケースもありました。しかし多くは本人の意思を尊重する結果ということになっております。退職者の直近5年間に目を向けますと、定年前退職者の退職理由は一身上の都合となっておりますが、詳細な理由を尋ねますと家業を継ぐ、家庭内の事情、他の仕事への転職と教えてくれる職員もおります。現在では職員の考え方、価値観も多様化してきており、一つの会社で定年

まで勤め上げるという慣行は全般的に薄れてきているというふうに受け止めているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問を行います。町長、私今年の4月に入ってから町政報告を出したんです第15号。その中で令和4年度の定年前退職16名ですという報道もいたしました。この町政報告15号に対する反応で1番大きかったのが、そんなに退職者いたんですかという反応なんです。これ全戸に配ってますからね。私自身もこれだけの大きな反応になるというふうには思っていませんでした。それで特にOBの方からは、これ菅原さん問題だよと。これよく一般質問でも掘り下げて、町側の考え方正してみしてほしいということで、心あるOBの方は非常にこの問題深刻に捉えています。まずそれを最初に申し上げておきたいと思います。もう一つ6月13日にNHKのテレビで国家公務員の問題を取上げておりました。見た方もいらっしゃると思いますが、要するに若手官僚の退職問題これを特集していたんです。人材の流出、要するに現職の若手官僚の退職です。それから希望者の減少、この2つが異常に進んでいるということなんです。結論としては何を言ってるかっていうと、理想の喪失感というものがあるのではないかという報道なんです。やわらかい表現ではあるけれども、そういうことが基調になって若手官僚は職場を去る、希望者がなかなか出てこないということではないのかというんです。私はこれ非常に示唆に富んだ報道だなというふうに思ひまして、この質問をさせていただくことにいたしました。私は退職者がこれほど出ますと何が問題かっていうことになりまして、住民サービスの低下に繋がっていくのではないかとというふうに思うんです。おそらく定員の適正化計画よりもはるかに速いスピードで進んでいるのではないかなというふうに思いますけれども、将来も含めて考えたときに我が町どうなってくるんだと、住民サービスはどうなるんだということについて、多いに注意を喚起し、深刻に捉えて対応をしていかなければいけないという問題としてあるのではないかとこのことを申し上げておきたいと思うんです。それで町長こういう言葉が耳に入りますので今日は伝えておきたいと思うんですが、我が町の人事政策に関して、これは誰とは言いませんよ。犯人探しになっては大変ですからね。我が町の人事政策について、使い捨、それから将棋の駒、これ人事配置を言ってるんだろうと思いますが。それから上意下達、意志の不疎通こういう言葉が聞かれるんです。私の耳に1番入っているのは職員に対する尊重、リスペクトの不足、これは当たっているのかどうかここでは断言いたしません、そういう言葉が耳に入ってくる状況だということについて、今日の一般質問で率直に町長に提起をしておきたいと思うんです。我が町の将来の骨格をなす町職員の定数の確保について、私は町長はもっと真剣に副町長以下に任せないで自らが汗をかくということで取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。これは高齢者対策の部分と密接にリンクすることであり、またそれ以外の分野でも支障が出るということになると大変なことでありますから町長の真摯な答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） いろいろな受け止め方があるんだというふうなことを議員の質問から理

解をさせていただきます。そうした意見もあるということでありました。私としては職員に頑張ってもらいたいというふうに思っておりますが、しかし反面、本人の強い希望、夢を叶えるということも本当に汗をともに流した間柄であるゆえに、そうした希望を叶えてやりたいなというふうにも思う、そういった親心というものもございます。したがって最後は本人の幸せを第1に考えるということになるんだというふうに思います。町としましても、今の定員適正化少し超えている状況にはございますが、いずれにしましても人口規模、町の規模に合った職員数の確保というのはこれは考えていかなければならない部分でございますので、その必要数の確保につきましては、これからはしっかりと対応してまいりたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） これもう再質問でやめようと思っておりましたが、1点だけ再々質問しておきます。町長、私が提起している本質的な問題点について、やっぱり町長理解していないなというふうに思います。大変残念です。本人の希望を聞いてやる、そのとおりにするんだと。そういう答弁私聞いてるんじゃないんです。そういえば1番都合のいい、1番楽な答弁なんです。そうでないからこの問題を私は深刻に考えて提起してるんです。若手官僚が理想を失って失望して官庁を去っていく。このNHKの放送の中心点について全く一言半句も触れてないじゃありませんか。答弁求めても同じ答えになるのかと思いますが、そういう答弁しかできないところに町長の問題があるし、今日の高橋町政の大きな問題点があるということを指摘しておきたいと思います。答弁するかしないか町長にお任せします。

以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。菅原議員にはなかなかご理解をいただけない部分かと思っております。今までも議員とはいろいろこうして質疑をする中でこういうことが繰り返されてきている。これはお互いの主義主張の違いもありましょうし、性格の違いもあるんだろうというふうに思いますが、これはそれぞれの議員としての立場、私は町長としての立場で話をさせていただいているということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。いずれにしましても、この職場につきましても、仕事のしやすい職場環境づくりというものをこれからも追求してまいりたいと考えているところでございます。こうして幹部職員はじめ、若い職員が一生懸命町民の皆さんのため、町のために汗を流していただいているということを菅原議員よりも毎日私は見ておりますので、そうしたことに感謝をしながら、これからも頑張ってもらいたいというふうに思っておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 続いて10番目の質問に入ります。

菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） それではかみ合った答弁をいただけるように特に希望いたしまして、最後の質問をいたします。町長であります。マイナンバー法など改正関連法の成立に伴う健康保険証の廃止についてお尋ねいたします。

①当町におけるマイナンバーカードの最新の取得数、取得率を伺います。誤交付や誤登録数についても明らかにしてください。

②6月2日、マイナンバー法など改正関連法が可決され、健康保険証が来年秋に原則廃止されることになりました。その結果、保団連などの医療関係者から国民皆保険制度の崩壊につながる。保険証を残すべきだという強い声が上がっています。当町の実情に即して町長はどのように考えますか。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 最後の質問にお答えをいたします。

せたな町のマイナンバーカードの交付者数ですが、本年5月末時点で5, 229人、交付率は71.9%であります。誤交付や誤登録数については確認されておりません。

2点目でございます。健康保険証が令和6年秋に原則廃止となり、マイナンバーカードと一体化することとなりました。今後、制度運営の詳細が国から示されますので、町としては国の方針に基づき適正に執り進めなければならないと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原義幸議員。

○7番（菅原義幸君） 再質問いたします。町長もっと私がどういう意図でこの質問を取上げているのか、そこのところを理解したかみ合った答弁をしてください。さっきの答弁は当たり前じゃないですか。国の法律変わったらそれに基づいて地方自治体がやらなきゃならんと、そういう答弁を求めてるんじゃないんです。そこのところ理解できませんか。できないようですから申し上げますが、実は今朝の北海道新聞1面にマイナ保険証反対72%という記事が出てるんです。これは共同通信社が17、18日の両日に、全国電話世論調査をした結果の数字であります。もう少し申し上げますと延期や撤回を求める声71%に上がったというんです。この道新の裏のほうにも各年齢ごとの調査結果が出ておまして、特に60代以上は78%が反対しているという状況なんです。町長こういうことに我が町のトップとして正当な関心、注意を持っていただきたいと思います。どうしてこういう問題が起きるかということなんです。そもそも論を取上げざるを得ないと思うんですが、6月3日の北海道新聞の内容を伝えておきたいと思います。健康保険証を廃止してナンバーカードに統一するマイナンバー法などの改正関連法については、保険証の廃止はカード取得を義務化するのに等しい。こういうところから社説が始まっているんです。このマイナンバーカードは取得するしないは本人の自由意志というところで制度が始まったんです。なかなか進まないものだから点数を与えたり、いろいろな特典を与えたりして非常にやりましたがね。しかしそれでもなおかつ進んでいないんです。我が町だってあれだけ町長一生懸命取り組んで70%をようやく超えたところなんです。去年なんか100%目指してコロナ関連予算案付けましたけれども、結局、到達できなくて不用額を出してしまったということなんです。それほどこのマイナンバーカードについては警戒心が強いんです。情報漏れがあると、利用されるんじゃないかということなんです。それをマイナ保険証と結びつけて、言わば事実上カードの取得を義務化するに等しい強制的なやり方で進めてきているわけですけれども、7割以上の人が反対している

という世論結果なんです。世論だけかっていうと、これはぜひ紹介しておきたいと思うんですけども新聞論調なんかもそうなんです。最近の大手紙の社説を拾ってみますと、読売新聞どうなってるか。これは7日付けであります。保険証の廃止、見直しは今からでも遅くはない。朝日新聞、マイナ保険証一本化、強行許されん。これは9日付けであります。毎日新聞、混乱続くマイナカード、拙速廃止、立ち止まるときだ。9日ですね。だから産経、政府を絶賛してやまない産経新聞でさえマイナカード混乱、普及優先、見直すときだ。これは10日付けであります。大手中央紙押並べて慎重にということなんです。だから町長はいとも簡単に国の方針に従って粛々と進めますと。こういう世論の状況を全く理解していない。ただやりさえすればいいんだという安直な考え方であるということ厳しく指摘し、批判もしておきたいと思うんです。現存する任意のマイナ保険証への切替えでは、他人の情報とひも付けるトラブルが続いております。ほかにも公金受取口座に別人の口座を登録するなど、情報流出が懸念される例も相次いでおりますし、病歴や財産といった情報はプライバシーにあたり、流出すれば憲法が保障する国民の権利を侵害しかねない。こういうのも道新の指摘の中ではされているんです。政府は一旦立ち止まって、システムの不備を徹底的に洗い直すのが先決であると。これが私は今、最大公約数の世論の動向だろうというふうに思います。町長は、地方自治体としては国の仕事だから、それを粛々と進める以外ないんだということですが、それは言われなくたってわかってます。町長としてはこのマイナ保険証について、どのような見解や感想を持っているかということ伺ったのでありますけれども、これが一切語られておりません。個人としてはどのように考えているのか。再質問の中で改めて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。町長はどのように考えているかということですので、率直に答弁をさせていただいたところでございます。私も誤交付や誤登録については、あってはならないことというふうに認識をしておりますので、これは慎重に行ってもらいたいと。それからこうしたことも含めて、国はこれらの制度の説明をしっかりと説明責任を果たしてもらわなければならないなというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○7番（菅原義幸君） これも再々質問やる予定ではないんですけども、全く答弁になってないじゃありませんか。こういう制度を町長としてどう思うかというところの答弁がされていないんです。する自信がないからしなかったということであれば、これ以上いたしません。私としてはこれは進めるべきものだというふうに思っているのか。それともこれは踏みとどまって検討しなければいけない問題だと思っているのか。少なくとも保団連が言うように健康保険証制度は皆保険という前提からいって、保障すべき問題だというふうに思っているのか。そこのところの見解を明らかにしない答弁というのは納得がまいります。議長ぜひ答弁さしてください。これは再々質問というよりは再質問の次の問題であります。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 最初の質問で答弁をさせていただきましたけれども、聞き漏らしたのかもしれないのでもう一度申し上げます。私としては国の方針に基づき適正に取り進めてまいりたいと考えております。国民皆保険の関係につきましては、これはマイナンバーカード未取得者につきましては、資格確認書を交付して支障のないように対応するというところで承っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員、4回目になりますけども。

○7番（菅原義幸君） 議長が特別に許可したものとして質問をいたします。

○議長（真柄克紀君） スムーズにお願いいたします。

○7番（菅原義幸君） 町長、資格者証を出すからいいっておっしゃいましたよね。これは問題あるんです。資格者証は申請しなきゃダメなんです。1回資格者証を受け取ったら未来永劫オーケーというわけじゃないんです。期限があるんです。毎度続けなきゃいけないんです。今の健康保険証は保険者がカードを送るんです。申請するんじゃないんです。だから皆保険制度なんです。ところがこのマイナ保険証というのは申請しなくちゃいけない、申請しない場合には今言ったような資格者制度等の補完的措置をとらざるを得ないということなんです。何でこんな面倒なことやるんですか。それが国のやることですか。そのことを町長はよしとしているんですか。だから私はせきたな町民の立場を踏まえて、当町の実情に即して町長はどのように考えるかということを設定してるんです。高齢者はなかなかマイナ保険証の申請大変ですよ。施設に入所している方なんかどうしますか。中には認知症と言われる方もいるわけです。どうしますか。マイナカードの管理、これ施設でやれますか、個人情報漏れたときには大変な結果になるんです。ということも含めて、それを強制的にやろうというんですから、これは地方自治の現場にいる町長として大いに結構だ、うんと進めてくれというふうにしかな感じていないとすれば、私は大変残念なことだというふうに申し上げておかげざるを得ません。いずれにしましても私は議会側としても、意見書提出などの措置をとる必要があるかなというふうに考えておりますが、同調者がいればの話であります。町長の先ほどの答弁は断じて納得がいかないし、我が町の年齢構成、その他に照らしてみてもトップとしてふさわしくない考え方だということを申し上げておきます。

再々答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。このマイナンバー法なんですけど、これは国が国会で可決をして作られた法に基づいて今こうした状況になってきているということでございますので、これについて私がこの個人の意見を申し上げるとするのは、避けなければならないというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） これで菅原義幸君の一般質問を終わります。

ただいまより50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第6 報告第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、報告第1号繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。
本件についての提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今上程になりました報告第1号繰越明許費の繰越しについてでございます。本件につきましては、令和4年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰越した予算について地方自治法施行令第146条第2項の規定に基より報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その1の2ページでございます。令和4年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている事業につきましては、年度内の事業の完了が見込めないことから、令和4年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでございますが、それぞれの事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたのでご報告いたします。翌年度の繰越額でございますが、2款総務費、1項総務管理費では、財務会計システム更新業務1, 259万3, 000円から14款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費河川施設補助災害復旧事業2, 860万円まで10事業の合計で1億4, 434万2, 000円を令和5年度に繰越しをいたしました。この繰越額の財源内訳の合計額は、未収入の特定財源として1億872万6, 000円、一般財源3, 561万6, 000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本案につきましては株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものであります。4ページから9ページにつきましては、令和4年度第29期の経営状況でございます。同じく10ページから13ページまでは、令和5年度第30期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それでは報告第2号についてご説明いたします。

去る5月29日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第29期事業報告並びに決算報告、第30期営業計画並びに収支予算が承認され、先般町に対し経営状況に関する書類の提出がありました。

それでは4ページをお開きください。第29期事業報告につきましては記載のとおり、それぞれ会議や事業を行い地域貢献をしているところでございます。

次に5ページをご覧ください。第29期の損益計算書でございます。経常経費の経常損益の部、営業損益の部では売上高は前期と比較して約1,950万円の増、1億3,276万1,687円となっております。内容につきましては右側の記載のとおりでございます。これに係る売上原価につきましては3,213万2,983円となることから売り上げ総利益は1億62万8,704円となっております。次に一般管理費につきましては1億3,704万8,065円となっております。内訳につきましては次ページの6ページに記載のとおりでございます。

以上のことから第29期の営業損失は3,641万9,361円となったものでございます。

次に営業外損益の部では、営業外収益が2,706万4,916円で指定管理料が主なもので、雑収入には、北海道や町の物価高騰等に係る各種支援金などが含まれております。経常損益は935万4,445円となっており、法人住民税及び事業税を加えますと、当期損益は956万445円となったものでございます。

続きまして7ページでございます。第29期の貸借対照表でございます。下の部分の純資産の部、株主資本金4,446万8,790円につきましては、資本金1億円から利益剰余金のマイナス5,553万1,210円を差し引いた金額となっております。続きまして8ページでございます。第29期株主資本等変動計算書を掲載しております。先ほど純資産の部と説明が同じになりますので省略をさせていただきます。

9ページは監査意見書でございます。

続きまして10ページからは、第30期営業計画並びに収支予算となります。10ページ11ページは、それぞれの部門における第30期の営業計画が記載されております。

次に12ページになります。第30期の収支予算で、売上げ収入は宿泊売上げ6,500万円

をはじめとする各部門の売上収入と指定管理料などの営業外収益を合わせて1億8,122万円を見込んでおります。

13ページは、経費内訳書で仕入高3,866万円をはじめとする各経費を見込み、経費合計1億7,822万円、予定総利益は300万円としており、コロナ前の状況への回復を目指す計画となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 確認も含めてご答弁いただきたいと思います。1番最後の13ページの経費内訳書、これ事前に伺えばよかったんですが、そこは謝罪申し上げます。役員報酬で60万、社長報酬となっていて12カ月、これ私の認識だと株主総会でこういった役員人事の社長の交代も含めて、内部で株主の了解をもらったというふうに認識してるんですが、今までの社長も非常勤だったんですけど、今度変わった方その立場、こういった社長報酬として、私の認識は常勤のまま役職を変ったんだなというふうに捉えたんです。この役員報酬というのは今までと変わらない形で盛り込まれたのか、その確認をさせてください。

○議長（真柄克紀君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまの質問でございますが、役員報酬は年間で600万円となっております。今回株主総会で社長が交代されました。職員から社長になったということで今回報酬が上がっておりまして、その分職員から社長になったことによって給料のほうは減っているというようなことで整理をされております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 申し訳ない、本当に全く勘違いしていました。頭に前回と同じ60万というのが頭にあって、600万というのも数字として捉えていながら全く勘違いした質問です。前社長、顧問の立場になったということですが、その方への報酬なりは発生するという事にはならないんですか。

○議長（真柄克紀君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 前社長につきましては、そのまま取締役で残っております。新たに1名補充して、若い方に取締役になってもらって体制のほうを整備したというような状況となっております。報酬のほうは非常勤の取締役という形になりますので、報酬のほうはないという形になります。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければ報告2号は報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第1号令和5年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2でございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億2,884万1,000円を追加し、補正後の予算総額を88億5,126万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、物価高騰重点対策世帯支援事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費など行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは別冊の補足資料により主な内容について簡潔にご説明したいと思います。補足資料の2ページの歳出から説明をいたします。議案その2では8ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費219万円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、地域おこし協力隊員の起業に要する経費を補助するもの。地域おこし協力隊定住支援補助金100万円は、地域おこし協力隊員の定住に要する経費を補助するものでございます。18目諸費250万円の追加は、18節負担金補助及び交付金でコミュニティ助成事業助成金で新町町内会が、祭典に係る太鼓及び音響設備の整備をするものでございます。次は目の追加で19目低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費189万4,000円の追加の主なものは、18節負担金補助及び交付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金125万円で、低所得の子育て世帯に対し児童1人あたり5万円を給付するものでございます。次も目の追加で20目物価高騰重点対策世帯支援事業費5,496万円の追加の主なものは、10節需用費、消耗品費で158万9,000円は事務用消耗品、11節役務費、通信運搬費102万4,000円は郵券代、18節負担金補助及び交付金、物価高騰重点対策世帯支援給付金5,100万円は、住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円を給付するものでございます。次も目の追加で21目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費7,352万8,000円の追加の主なものは、10節需用費、消耗品費7,100万円は、全町民を対象に生活応援商品券を配布するための商品券の購入費用、11節役務費、通信運搬費192万円は、商品券を配布するための郵送料でございます。

続きまして3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,003万円の減額の主なものは、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金917万4,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の精査によるものでございます。3目老人福祉費220万円の追加は、18節負担金

補助及び交付金、特別養護老人ホーム大成長生園スプリンクラーポンプ等取替修繕事業補助金でございます。5目障害者福祉費150万円の追加は、19節扶助費、補装具費で見込みより高額
の補装具の申請が予定されているため追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費310万5,000円の追加は、27節繰
出金、簡易水道事業特別会計繰出金で人事異動等に伴う精査によるものでございます。

3ページでございます。6款農林水産業費、2項林業費、4目町有林維持管理費658万7,
000円の減額は、14節工事請負費で、瀬棚区町有保安林皆伐工事から北檜山区町有林皆伐工
事に変更になったためでございます。

8款土木費、6項下水道費、1目下水道整備費144万円の減額は、27節繰出金、公共下水
道事業特別会計繰出金で、下水道事業債の増額による繰出金の減額等でございます。

9款1項ともに消防費、3目防災行政無線管理費178万1,000円の追加の主なもの
は、10節需用費、修繕料168万2,000円で、北檜山区良瑠石簡易中継局修繕でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費106万円の追加の主なものは、10節需用費、
光熱水費50万2,000円で旧若松小学校分の追加でございます。

これらに係る主な歳入でございますが、戻りまして資料の1ページからでございます。議案そ
の2では5ページから7ページになります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国
庫補助金8,750万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付
金事業費補助金、2目民生費国庫補助金189万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感
染症セーフティーネット強化交付金、16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入
100万円の減額は、皆伐工事の変更により売却する樹種が変更となったため減額するもので
ございます。

17款1項ともに寄附金、2目一般寄附金100万円の追加は、株式会社高橋建設せたな本店
からの寄附でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目産業振興基金繰入金100万円の減額は、負担割合の変
更によるもの、8目森林環境譲与税基金繰入金419万7,000円の減額は、皆伐工事の変更
によるもの。

19款1項1目ともに繰越金、前年度繰越金4,066万5,000円の追加は財源調整でござ
います。

20款諸収入、4項1目ともに雑入250万円の追加はコミュニティー助成事業助成金でござ
います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 歳入の部分で、これは先ほどに続いてまた石原勘違いしてるんだ、何言
ってんのってなるかもしれませんが、民生費の国庫補助金の部分で新型コロナウイルス感染症

セーフティーネット強化交付金、これが括弧書きになっている低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業へ充当となっているんですが、常任委員会でもこの財源、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金、こういった言葉を見ると5類に移行して、確かに世間一般イベント等も通常開催など本当に雰囲気が変わったんです。ただコロナに関しては、やはり不安も抱えてる中で、これ関連して申し訳ないですが、救急体制というと病院のほうなんです。今回もある事例があったんですが、その前に感染した方、救急車を呼ぶ前に病院に一報してくださいということがあったという事例をちらっと耳に挟んだんですが、こういった交付金がある中で活用も含めて、町としての基本的な考え、その一つの救急体制、窮迫した中で、要は救急車を呼ぶ前に病院に一報くれということがチラシでお触れが回ったということですが、横の連携も含めてその実態と考え方お知らせいただきたい。

○議長（真柄克紀君） 西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） お答えいたします。救急の受入れ体制のことかと思ってお伺いしましたのでお答えさせていただきますが、現場の声といたしまして、まず救急隊から病院に一報をいただく前に、まず救急隊からではなくて患者様のほうから一報を入れていただきたいと、そういうようなことでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） これを活用して様々な事業を展開しようとしてますし、常任委員会のときもいろいろな国で出してるメニューがあるので、実情に見合った形で対応してくださいということは要望も含めて常任委員会で言ったんです。今事務長の話だと、要は救急車を呼ぶ前に患者様が病院へ一報というのは、こういった国の考えが含まれての町の対応、病院の対応ということで認識してよろしいんですか。ちょっと今の感じだと、また疑問を持たざるを得ない感じだったんですけど改めて説明いただきたい。

○議長（真柄克紀君） 西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） お答えいたします。ちょっと私の理解度が低いのか、議員おっしゃるようなセーフティーネット強化交付金、これにつきましては病院側のほうとしては少なくとも私は承知いたしておりませんでしたので、それがどのようなものであって病院に対してどのように影響があるのかは、私はちょっとここではお答えいたしかねます。

先ほど答弁させていただきました現場の対応でございますが、救急隊から、先ほど議員おっしゃったのはコロナ陽性者の対応ということだと思って私はお答えしてるんですけども、コロナ陽性者の方が救急隊に一報を入れる前に、まずは病院に発熱外来かかるとか、そういうことで病院は受け入れすることも考えておりますので、その事例が果たしてその私が今答弁してる事例と議員がおっしゃってる事例が一致してるかどうかはちょっと定かではございませんが、病院側としてはそのような対応を患者様のほうにはお願いしたいということでございます。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 様々な事業を行っていることを病院事務長にお答えいただきたいという

ことはさらさら私も思ってません。ただこういった交付金が国から来て、様々な事業を今、町は取り組む、これは基本的にあると思うんです。ただ基本的に5類に移行になったとはいえ、町の対応、要は高齢者を抱えている福祉課、あるいはもちろん事務長苦勞されてる医療の現場、事務サイドの考え、医療現場の考え、それに救急という、本当に切迫した、追い込まれた状況の中で119番をやむなくしてるっていう実情もあるんです。そういった横の連携をしながら、これは理事者の考えていうか、お答えいただきたいと思うんですけど、5類に移行したそういったことも様々である中で、まだ高齢者も含めて副町長、何言ってんだっておっしゃってんだって、そういう感じはわかるんですが、そういったことがきちんとまだこれ仕方ないことなんです。町民理解していない部分あるんです。発信も含めて再度、横の連携をとって対応をできるような形で事務方トップ、副町長ご答弁いただきたいと思うんですけどいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 石原議員にお伺いしますけど、今言うセーフティーネット強化交付金のこの事業内容について、もっと違う方面まで広げろという意味でこの方面で検討したのかどうかってことなんですか。そういう意味の質問ですか。

○1番（石原広務君） 関連して本当に申し訳ない。こういった事業が、国の交付金がある。で町は、町長ちょっと眉間のしわ取ってもらえますか。様々協議しながらやっていただけるのはわかるんです。ただその5類に移行した、そういった中でコロナということでは不安抱えている方々が今でも現実いるんです。これ見るとセーフティーネット強化なんです。そういう動きの中で町の中でも見えない部分で、福祉政策、高齢者対策、これに見ると子育て世帯まできちんとした対応をしようとしてるんですが、横の連携をとりながら国が移行を決めたコロナ、これに対して様々な問題とか疑問も出てるので、内部でぜひ協議した中で周知なりする取組をしていただきたいと。少し関連して長くなりましたけど、それを事務方トップの副町長の今の考えをお知らせいただければそれで結構です。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず質問にございました新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金でございますが、これは2ページの歳出の低所得の子育て世帯ここに充当しているわけでございまして、これは過日6月9日開催の総務厚生常任委員会で説明をさせていただいたところでございまして、

○1番（石原広務君） 財源も。

○副町長（佐々木正則君） そうです。支給対象者が示されてございまして、令和4年度におきましては10世帯19人が対象ということでございましたので、令和5年度におきましても、そういうような状況になるんだろうというふうなことも常任委員会の中で説明をさせていただいたところでございます。そして今議員がおっしゃいました新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金、名称も同じく常任委員会の中で説明をさせていただきますまして10分の10、10割の交付率ということでございます。

それから関連でご質問がございました。第5類になったというようなことにつきましては、町独自でやってる事業につきましては、これまだ廃止してございませぬし、継続して対応するとい

うこととございます。それと横の連携ということとございますが、これはコロナに限らずそのような対応をさせていただいているところとございます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了します。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案2号令和5年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から92万9,000円を減額し、補正後の予算総額を12億2,237万8,000円とするものとございます。

その主な内容でございますが、18ページの歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、人事異動に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案3号令和5年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から907万4,000円を減額し、補正後の予算総額を11億5,987万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

増田保健福祉課長。

○保健福祉課長(増田和彦君) それでは議案その2の23ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費57万5,000円の減額は職員の異動に伴う人件費の精査によるものです。次に3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業(交付金対象分)85万4,000円の追加は、会計年度任用職員の採用に伴う人件費の精査によるものです。

次に3款地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費776万1,000円の減額、同じく2目包括的支援事業費(社会保障充実分)169万2,000円の減額は、職員の異動に伴う人件費の精査によるものです。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目第1号被保険者介護保険料還付金10万円の追加は、令和4年度過誤納付等による介護保険料還付金が発生したことによるものです。

これに伴う歳入でございます。22ページをご覧ください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金で859万9,000円の減額、同じく3目その他一般会計繰入金で57万5,000円を減額し、8款1項1目ともに繰越金では、令和4年度繰越金10万円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第4号令和5年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に7万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6,999万7,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、30ページの歳出では、1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費において施設用備品の購入について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第5号令和5年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に310万5,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,091万7,000円とするものでございます。

その内容でございますが、34ページの歳出では、1款事業費用、1項営業費用、1目総務費において人事異動に伴う人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容については提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第6号令和5年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,320万円を減額し、補正後の予算総額を4億2,027万円とするものでございます。

その内容でございますが、大成浄化センター改築更新工事委託業務の減額などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、債務負担行為の変更1件、地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それではご説明いたします。議案書37ページからになります。第2表債務負担行為補正変更です。大成浄化センター改築更新工事委託業務につきましては、令和5年度、6年度の2カ年で実施を予定しております。各年度における事業費の年度割合確定に伴いまして限度額の変更を行うものでございます。事項、大成浄化センター改築更新工事委託業務、令和6年度の限度額といたしまして、変更前1億3,200万円から1,320万円増額し、変更後1億4,520万円に変更するものでございます。

次に38ページ、第3表地方債補正変更です。起債の目的、下水道事業（特環）につきましては、大成浄化センターの更新に係る起債でございまして、限度額1,390万円から450万円を減額し940万円に変更するものでございます。変更の理由につきましては、大成浄化センター改築更新工事委託業務に係る起債申請額の精査によるものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは議案の41ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額1,320万円の減額は、12節委託料におきまして大成浄化センター改築更新工事委託業務の年度割合確定に伴う減額でございます。

これに対する歳入でございますが40ページをご覧願います。2款資本的収入、1項1目ともに町債450万円の減、2項1目ともに他会計出資金144万円の減、3項1目ともに補助金726万円の減は、いずれも大成浄化センター改築更新工事委託業務の事業費精査による減額でございます。

以上により収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第7号令和5年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に37万円を追加し、補正後の予算総額を4,936万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、46ページの歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費において船舶借上料の追加をお願いするものでございます。

歳入では、前年度繰越金をもって収支の均衡を図ってございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 内容は提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第8号令和5年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の内容でございますが、せたな町立国保病院財務会計システム改修業務に係る経費の追加、大成診療所の医療機器修理ほかの追加に

ついて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容についてご説明いたします。はじめに51ページのせたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明いたします。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費では55万円の追加をお願いするものでございます。全額13節委託料の財務会計システム改修業務でございます。これにつきましては、国の税制改正に伴い本年10月1日から始まるインボイス制度に対応するためのシステム改修を行うものでございます。

これに対する収入は50ページでございます。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、2目、1節共に外来収益で、医科55万円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

次に大成診療所分の収益的収支についてご説明いたします。はじめに53ページの支出からご説明いたします。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、3目経費で45万8,000円の追加をお願いするものでございます。全額10節修繕費の医療機器修理ほかでございます。内容はエアコンのガス漏れの修理を行うものでございます。

これに対する収入は52ページでございます。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目、1節ともに外来収益で、医科45万8,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第9号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その3でございます。議案第9号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。医療機関に従事する看護師等に医療従事者手当を支給する措置並びに新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例措置を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 1ページでございます。議案第9号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の条例改正につきましては、せたな町立国保病院における診療報酬に係る看護職員の処遇改善評価について、診療報酬の加算により財源が確保されましたことから、医療従事者に対し特殊勤務手当として医療従事者手当を支給するものでございます。また感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が令和5年5月8日以降から新型コロナウイルス感染症の位置付けを新型コロナウイルス感染症から第5類感染症へ変更したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策に従事する国家公務員の防疫等作業手当の特例を廃止する人事院規則の改正が令和5年5月8日に公布、施行されました。当町もこの特例に準じて令和2年2月1日から新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例として特殊勤務手当を支給しておりましたが、国の廃止に伴い、その特例を廃止するものでございます。

3ページからの新旧対照表で説明させていただきます。右側、改正前でございます。特殊勤務手当の区分、第2条に改正後では、第9号医療従事者手当を追加するものでございます。次に改正前でございます。支給期日及び支給方法について第11条、第12条を、改正後では、それぞれ第12条、第13条に繰下げ、新たに医療従事者手当として第11条第1項、第2項の文言を追加するものでございます。次に改正前の附則でございます。新型コロナウイルスの感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例、第3項、第4項についてでございますが、文言については4ページでございます。改正後では、第3項、第4項を削除するものでございます。なお附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条第9号、第11条の規定は令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(真柄克紀君) 日程第17、議案第10号せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第10号せたな町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長(濱登幸恵君) それではせたな町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例改正にあたりましては、令和5年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い本条例の改正を行うものです。主な改正点としては、森林環境税の導入に伴う町民税の改正、環境性能割の適用期限の延長に伴う軽自動車税の改正であります。議案の5ページから13ページまでが改正文、14ページから32ページまでが新旧対照表となっており、内容につきましては別紙のせたな町税条例の一部改正の概要により説明いたします。皆様には事前にお目通しをいただいているものと思いますので主な内容のみ説明いたします。

それでは町民税関係からご説明いたします。第46条、第48条第1項、第5項、第50条第1項、第2項では、地方税の申告及び納付に関するデジタル化の推進に伴い、給与所得に関わる特別徴収及び法人町民税の納付について様式が追加となるものでございます。附則第8条第1項では、肉用牛の売却による事業所得の課税について、安定的な供給を図るため住民税の特例の適用期間を令和6年度から令和9年度まで3年間延長するものでございます。第34条の9第2項から2ページ目にかけてまして森林環境税の導入に伴う改正です。森林環境税の賦課徴収は、個人住民税の均等割の賦課徴収と合わせて行うことになっていることから関連した規定の改正となり

ます。1 ページの下から2 番目にあります。第38 条第1 項、第3 項では、個人住民税均等割と合わせて賦課徴収を行う改正、また次の第41 条では、森林環境税の納付額を個人住民税の納税通知書に追加するものでございます。2 ページ目になります。第44 条第1 項から第3 項、第5 項、第6 項、次の第47 条第1 項、第2 項では、給与所得の特別徴収の方法による所得割額及び均等割額に森林環境税を含む規定の改正です。第47 条の2 第1 項、第2 項、第47 条の6 第1 項、第2 項では、公的年金の特別徴収の方法により所得割額及び均等割額に森林環境税を含む規定の改正です。これら森林環境税に関する施行は和6 年1 月1 日であることから令和6 年度からの税額に適用となり、税額は年額1,000 円でございます。

次に固定資産税関係でございます。2 番目にあります附則第10 条の2 では、大規模改修が行われたマンションに対する税額の減額措置に関し、わがまち特例割合を定める規定を新設、また次の附則第10 条の3 第12 項から14 項では前条の申告に関わる規定の新設です。

次に軽自動車税関係となります。附則第15 条の2 では、電気自動車の環境性能のよい車両の普及促進を目的とし、非課税の特例期間を令和5 年12 月まで据え置きまして令和7 年度までの段階的に引上げとなる改正、また次の附則第15 条の6 では、税率の特例におきましても同様の措置を行うものでございます。附則第16 条、種別割の税率の特例では、電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置であるグリーン化特例について、措置期間を3 年間延長するものです。次に第82 条第1 項、第2 項では、道路交通法の改正に伴い電動キックボードなどが特定小型電動機付自転車と定義されますことから、税率区分がミニカー区分から原動機付自転車区分に移行することに伴う改正です。

次にたばこ税関係は、第98 条第1 項、第5 項、第101 条第1 項では、地方税の申告及び納付に関するデジタル化の推進に伴いまして、たばこ税の納付様式が追加となるものです。なおこの条例は公布の日から施行し、令和5 年4 月1 日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第11号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第11号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和5年度地方税制改正を踏まえ地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、保険税負担の公平性の確保及び低所得者の軽減を図る改正で、主な改正点は後期高齢者支援金等課税額の限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の見直しの2点で、いずれも国に準じて改正するものです。

改正内容については35ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第2条、課税額については、第3項中、後期高齢者支援金等課税限度額を右側、改正前20万円から、左側、改正後22万円に引上げとなり、これが1点目の主な改正となります。次に第23条、国民健康保険税の減額ですが、第28条では、まず第2条の改正に伴い、第1項中20万円から22万円に引き上げる改正です。次に第2号、第3号で2点目の主な改正となる低所得者の軽減措置の見直し部分でございます。第2号は、5割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を、改正前28万5,000円から改正後29万円に引上げとなり、第3号は改正箇所は36ページになります。2割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を、改正前52万円から改正後53万5,000円に引上げとなり、いずれも低所得者の軽減を図るものでございます。以下、第23条の2、特例対象被保険者等に関わる国民健康保険税の課税の特例から40ページまでの改正については、全て法律等の改正による条項のずれなどの規定を整備したものでございます。附則としまして第1項の施行期日について、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第12号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案第12号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、町道花畑線防雪柵新設工事であります。工事の内容といたしましては、北檜山区町道花畑線に固定式防雪柵延長で206.5メートルを新設するものでございます。工事の名称、町道花畑線防雪柵新設工事、契約の金額7,810万円、契約の相手方、久遠郡せたな町大成区久遠120番地、株式会社三和建设、代表取締役、大野一、参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から令和6年2月13日までであります。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別添の関係資料1ページ、議案第12号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第13号

○議長(真柄克紀君) 日程第20、議案第13号建設工事委託に関する協定締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第13号、建設工事委託に関する協定締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に準じて、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) 議案第13号で議決をお願いいたします協定締結につきましては、大成浄化センター改築更新工事委託業務であります。内容といたしまして、大成浄化センターのストックマネジメント計画に基づきまして電気設備等の更新工事を実施するものでございます。業務の種類、大成浄化センター改築更新工事委託業務、契約の金額1億6,200万円、契約の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、森岡泰裕、参考といたしまして履行期間につきましては、契約締結の日から令和7年3月31日までであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第14号

○議長(真柄克紀君) 日程第21、議案第14号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第14号物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長(平田大輔君) 議案第14号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期限は計量法で8年と定められておりますことから、今年度更新対象である口径13ミリから50ミリまでの水道メーター器773個を購入するものであります。物品の種類、水道メーター器、契約の金額2,409万円、契約の相手方、久遠郡せたな町大成区久遠123番地、曲キ株式会社大野吉太郎商店、代表取締役大野一、参考といたしまして納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和5年8月31日までであります。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別添の関係資料の2ページ議案第14号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第15号

○議長(真柄克紀君) 日程第22、議案第15号物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第15号物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

古畑事務局長。

○教育委員会事務局長(古畑英規君) 議案第15号物品購入契約の締結についてでございます。パソコン購入につきましては、教員用パソコン35台の購入となっております。物品の種類はパソコン35台、契約の金額891万円、契約の相手方、せたな町北檜山区北檜山202番地、有限会社北清石油代表取締役、前側進、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から令和5年9月29日までとなっております。なお入札参加資格者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料3ページの議案第15号関係に掲載されております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。
それではただいまより4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時00分
再開 午後 4時10分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第23 議案第16号並びに日程第24 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 日程第23、議案第16号新たに生じた土地の確認についてと日程第24、議案第17号せたな町の町の区域の変更について関連いたしますので一括議題といたします。
本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 一括上程されました49ページ議案第16号新たに生じた土地の確認について並びに50ページ議案第17号せたな町の町の区域の変更についての提案理由を一括で申し上げます。

一般国道229号せたな町美谷防災事業狩場漁港美谷地区でございますが、道路造成事業のしゅん功に伴い議案第16号では新たに生じた土地の確認について、議案第17号では公有水面埋立てにより瀬棚区北島歌の区域の面積に当該土地が加わったことから、せたな町の区域の変更についてそれぞれ地方自治法の規程により議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 議案第16号新たに生じた土地の確認についてのご説明をさせていただきます。議案とは別に配付されております議案第16号関係資料をご覧ください。資料の上段になりますが、赤枠で示した区域が一般国道229号美谷防災事業に伴う狩場空港道路造成地となりまして、確認の議決を求める公有水面埋立地でございます。場所は久遠郡せたな町瀬棚区北島歌17番地地先の公有水面埋立地で面積は1,412.68平方メートルでございます。

次に議案第17号でございますが、せたな町の町の区域の変更でございますが、先ほどご説明いたしました議案第16号と関連がございます。公有水面の埋立てによって新たに生じた土地が現行の瀬棚区北島歌地区に新たに加わることから、区域の変更について議会の議決を求めるものでございます。編入する公有水面埋立地は、久遠郡せたな町瀬棚区北島歌17番地先の公有水面埋立地で面積は1,412.68平方メートルでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 確認させていただきたいんですが、内容についてはもちろんその意義も何もございません。この写真で見る旧トンネル、これ埋めてしまうというふうに関実に聞いたんですが、この埋めたあと、要は竣工されたあとは、やはりこういった形をとるのが決まりなのか。する予定なのか、そこをお知らせいただきたい。

○議長（真柄克紀君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 私も聞いている話だけなんですけれども、情報としましては旧トンネルは交通安全上危険ですので穴を塞ぐという形で情報は得ております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○1番（石原広務君） すみません課長私の聞き方が言葉足らずだったかもしれません、埋めるというふうに関は情報として得てるんです課長と同じく。その埋めたあと、要は竣工されたあとは、やはりそういうこういった議会の手続きが必要なんだろうということ、素朴な質問だったんですがいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 今回、公有水面の埋立地になりますので、面積が増えたとかとなればこの議会の議決を求めるということになるかと思ひます。

○1番（石原広務君） 減る分はいらぬということ。

○農林水産課長（吉田有哉君） 減る分に関しては、今回は増える分なのでこういう手続きを取ったということになります。

○議長（真柄克紀君） よろしいですか。はい3回目。

石原議員。

○1番（石原広務君） 所管変わるかもしれませんが、そこは臨機応変に答えていただければなあと思ひて聞いたんですが、旧トンネル埋められるわけじゃないですか。今は所管外なんですけど課長答弁いただきました。その際は竣工ということ、やはりその議会の議決っていうか、それを手続きとして必要なかどうか、そこを確認させていただきたかったです。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回議決をお願いするのは、美谷防災事業ですから、トンネルを埋める、埋めたにかかわらず今回は公有水面を埋立てをいたしまして土地が増えらると。トンネルを埋めたことについての議決はありません。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） なければこれで質疑を終了いたします。

まず議案第16号を新たに生じた土地の確認について討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りします。

議案第16号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号せたな町の町の区域の変更について討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

採決いたします。

お諮りします。

議案第17号について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 諮問第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第25、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(高橋貞光君) それでは53ページでございます。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員の任期満了に伴いまして次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は、せたな町大成区都91番地2、名前は名平継義、生年月日、昭和28年5月15日生まれ、満70歳でございます。

次のページに経歴を載せてございます。ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

お諮りします。

本件についてこれを適任と認め、答申したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第26 決議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第26、決議第1号せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

横山議員。

○5番（横山一康君） ただいま上程されました決議案第1号せたな町議会医療体制・新病院建設調査特別委員会設置に関する決議の提案理由を説明いたします。本調査特別委員会はせたな町民への安定した医療を提供するための医療体制や地域医療の充実のための新病院のあり方や再編を含めた調査をすることを目的とし、本調査が終了するまでの継続調査とし、議会閉会中も調査ができるものとするものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

横山議員ほか4名から提出された医療体制・新病院建設調査特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、決議第1号は原案のとおり議長を除く全議員11名をもって構成する医療体制・新病院建設調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

これから休憩いたします。休憩中に本調査特別委員会は正副委員長の互選をよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時37分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に医療体制・新病院建設調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、

その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に横山一康議員、副委員長に吉田実議員が互選された旨の報告がございました。

◎日程第27 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第27、意見書案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤等議員。

○11番（平澤 等君） 意見書案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案でございます。

義務教育費国庫負担制度において子供たちへのきめ細やかな教育を実現するため、早急に30人以下の学級を実現し、実質的な教職員増をしていく必要があります。さらに奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学、就学を断念する子供たちが増加しており、その解消に向けて就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。国においては、義務教育費の無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1の復元、早急に実効性のある教職員の超過勤務、多忙化の解消、30人以下の学級の実現など以下4項目について要請いたすものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付されることに決定いたしました。

◎日程第28 意見書案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第28、意見書案第2号道教委これからの高校づくりに関する指針を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） ただいま上程されました意見書案第2号についての提案理由を申し上げます。現在、道教委で進めている高等学校の再編や統合については地域の要望や実情を踏まえたものとなっております。指針に示された配置計画によって地元の高校を奪われた子供たちは遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされていきます。保護者の経済的負担も大きくなるほか、過疎化が進むことによつての経済や産業、文化などに大きく影響を及ぼすことになります。北海道の実情を鑑み少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善など4つの項目について要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出いたします。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

（「よし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第29 意見書案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第29、意見書案第3号日本政府が核兵器禁止条約への参加を行うことを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第3号を提案します。日本政府が核兵器禁止条約への参加署名批准を行うことを求める意見書です。人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して2年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現したこの禁止条約は、2023年1月時点で92の国と地域が署名、68カ国が批准しており、核なき世界を求める声が広がっています。条約は核兵器は破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。開

発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、それを利用した威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。また条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国の国民の切なる思いに応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵攻に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になると核兵器による威嚇を行いました。核兵器と人類は共存し得ないものであり、核兵器の使用を防ぐことが強く求められるようになっていきます。今こそ被爆国である日本政府が、核兵器の使用を許さず全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加、署名、批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第30 意見書案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第30、意見書案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○6番(本多 浩君) ただいま上程されました意見書案第4号についての提案理由を申し上げます。本道は全国の森林面積の4分の1を占めており、国土保全等多面的機能の発揮が期待されています。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するために道産木材の利用や防災減災対策を進め、森林、林業、木材産業施策の充実強化が必要であります。そこで森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林事業予算や防災、減災対策に係る治山事業予算など2つの項目について要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規程に基づき提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

(「よし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第31 発議第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第31、発議第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修会に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

議案書に記載の研修会等へ議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第32 発議第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第32、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長(真柄克紀君) お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で令和5年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間ご苦労さまでした。

閉会 午後4時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年7月28日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 横 山 一 康

署名議員 本 多 浩